

組織的な大学不祥事における メディア報道による不正認識の過程

— クライシス・コミュニケーションの観点から —

駒 橋 恵 子

1. 本研究の目的と背景

本研究は、全国の大学で発生した多数の不祥事について、特に複数の教職員による関与があり、組織的な慣行であったものが、不正だと認定され、事件となっていく過程について、広報学のクライシス・コミュニケーションの観点から分析するものである。企業不祥事と広報課題については多くの分析がなされているが、大学不祥事については、学長の謝罪会見のニュースなどが社会的に注目されることがあるにもかかわらず、ほとんど研究対象として論じられていない。本論文は、大学という業界で起きた不祥事を事例として、組織的で慣習化している不正が、メディア報道をきっかけに社会的な糾弾を受け、学長の謝罪会見や懲罰等につながることを示し、クライシス発生時のコミュニケーション過程を考察する。

1-1. 広報研究の観点からの危機管理

広報研究において危機管理は重要な課題である。特に不祥事発覚時のクライシスマネジメントは二次リスクの発生を左右し、初期対応に失敗すると世論が炎上してバッシングを受ける。21世紀に入って、個人がネット上で意見を発信するようになり、SNSで拡散が容易になると、事件発覚時のバッシングは一層過激になってきた。Argenti, P.A. (2016) は企業コミュニケーション研究者の立場から、クライシス管理の重要性を述べ、メディア環境の複雑化によって組織が危機に瀕する機会が増加しているとして、人為的なクライシスで会社が被害を受けた多数の事例を挙げている。弁護士の浅見 (2015) は、危機管理広報を適切に行わなければ、被害は拡大し、信用は失墜し、取締役が法的責任を問われることもある、という。

郷原 (2013) も弁護士の立場から、組織の不祥事が起きる原因として、経済社会が変化すれば社会の要請の中身も変化し、組織はそれに適応して変わらなければならないのに、構成員にとってはそのままやっていく方が楽で、利権のようなものも維持できるために、組織が変わることは容易でなく、社会の要請に反してしまうことが起きる、という。また米澤 (2014) は税理士の立場から、「会計不正調査報告書に描き出されている不正は、ほとんどすべてが確信犯である」という。

組織的な大学不祥事におけるメディア報道による不正認識の過程

実際、企業はコンプライアンス（法令等遵守）が厳しく求められるようになったのに、その変化に適応できず、確信犯として不正を続けてきたために、粉飾決算や不正融資のほか、偽装建築、労務問題、食品偽装などが次々と「事件」となり、「長年の慣行」だったことが暴かれていった。その度にトップが謝罪会見し、「情報が上がってこなかった。組織の風通しが悪かった」と深々と頭を下げ、多くの企業幹部が「長く続けてきた慣習だからいいと思った」と不正を継続してきたことを認め、役職者が逮捕・起訴され、ときには有罪判決を受けてきた。企業の談合、接待、残業など、高度経済成長期には成功につながる「日本の経営」といわれた慣習が、この四半世紀の間に次々と法令違反で摘発されたのは、社会環境の変化に、組織構成員の意識が対応できず、確信犯的に不正を続けてきたからだといえよう。そして、そうした不正の連鎖に風穴を開けたのがメディア報道であり、社会的注目を浴びることによって、不正な慣行を止めなければならないという組織構成員の自律意識が働くようになった。同時に、迅速な調査報告書の公表や適切な謝罪会見は、組織として不正を絶つという意思表示ともなる。本論文においては、こうした問題意識から、大学の不祥事における組織構成員の意識の課題と、記者会見やメディア報道の内容を考察していきたい。

1-2. 大学を取り巻く環境の変化とステークホルダーの特殊性

大学を取り巻く環境も、21世紀に入って大きく変化している。国立大学の独立行政法人化、国公立大学の統合、任期制教員の導入、国策的な科研費の増加、論文発表への量的な圧力、少子化による18歳人口の減少、入学定員の厳格化などのほか、教育上の実務においても、授業回数や時間確保の厳格化や、保護者への成績開示や説明会、高校への出張授業、オープンキャンパスの実施など、20世紀にはなかった慣習が、ほとんどの大学で一般化している。こうした環境の激変にもなって、ガバナンスの強化やコンプライアンスの徹底が強く求められるようになったという意味では、企業と共通性がある。

にもかかわらず、大学関係者は変化に対応する意識が希薄で、多くの不祥事が発生している。その多くの要因は「長年の慣行」を引きずったためであり、その結果、メディアによる取材記事で糾弾されたり、文科省の公式サイトで公表されたりしている。

特に医学部の入試、研究費の不正使用など、大学において組織的に行っていたことが、次々と「事件」になり、一部の教授は懲戒解雇された。論文不正についても、世界的に著名な研究者が多数のデータ捏造などを研究室ぐるみで行っていたことが発覚しており、それも多数の大学で繰り返し発生していたことに驚く。こうした大学不祥事については、社会的に注目される事件となることから、事案の公表や記者発表が行われる。大学トップが謝罪会見するニュースが次々と報道されることで、長年の「慣習」が不正であるという自覚が生まれる。実名で不正が公表されて、ようやく大学運営の透明性に対する必要性が認識されたといえる。

なお、大学は収益構造や組織運営において、企業と決定的に異なる3点がある。

第1に、大学のステークホルダーは、学生、保護者、教員、職員、行政機関、地域住民、取引先企業、就職先企業、受験生などで、組織体の収益構造が、企業にとっての消費者や顧客のように単純化できないことである。授業料を払うのは原則として保護者だが、便益（授業）を受けるのは学生であり、さらに従業員である教員が、その学生を教育・指導して評価する関係にある。企業では、従業員が消費者を評価することはない。また行政機関である文部科学省（以下、文科省）は、運営上の監督官庁というだけでなく、多額の補助金等を大学に交付しており、それが各大学の経常収益に大きな比重を占めている。

第2は、各教員の専門性が高く、企業のように構成員が一斉に同じ作業を行うわけではないので、組織としての管理・評価が困難なことである。科学研究助成事業による補助金（以下、科研費）についても、研究内容によっては多額の交付があり、こうした外部資金を獲得した研究者が評価される傾向にある。また、組織の意思決定機能は一般企業のようなピラミッド型ではなく、近年は文科省が大学のガバナンス改革を進めて学長のリーダーシップの発揮を推進しているが、企業の考え方を大学に導入するのは合理性を欠く、などの反論が出されている。オーナーである理事長権限が強い私立大学もあるが、これはまた別の問題を抱えている。

第3に、教育機関としての公共性があり、研究活動の公正さや入学試験の公平性が求められることである。前述のように、行政機関からの補助金や研究費が投入されているため、透明性の高い運営が求められる。したがって入社試験で一部の縁故採用があっても糾弾されないが、大学入試で非公表の選抜方法をとることは許されない。また、学生が大学外で良からぬ行為を犯すと大学名が報道されるのも、教育機関としての公共性があるためである。

第1と第2の特殊性があるために、大学組織は外部からわかりにくく、20世紀までは不正な慣習が不祥事として表面化することは少なかったが、メディア環境の発展とともに多くの情報が共有されるようになり、さまざまな不正が発覚すると、第3の特徴があるゆえに、社会的な糾弾を受けるようになったといえる。

1-3. 大学の不祥事の類型

大学の不祥事は、「組織的な不正」「幹部及び教職員の言動」「学生の個人行動」に大別できる。

まず「組織的な不正」は、①入試不正、②論文剽窃・データ捏造、③研究費の不正使用である。複数の幹部教員が関与し、悪意なく慣習的に不正を繰り返し、業界全体で行われていた行為である、という点で共通性がある。本論文ではこうした不祥事を取り上げる。

次に「幹部及び教職員の言動」で、④ガバナンスの紛糾、⑤教職員のアカハラ・セクハラ、⑥業者との癒着等、である。教職員または幹部の個人的問題で、組織的ではない。

「学生の個人行動」としては、⑦学生の部活・サークルでの問題、⑧学生の犯罪等がある。大学外での学生の事故、未成年飲酒・違法薬物、性犯罪、迷惑動画拡散なども、所属大学の

名称が報じられ、部活・サークルの監督責任が問われるが、今回の分析対象とはしなかった。

このほか、教職員の雇用継続を巡る訴訟等、大学関連の不祥事はさまざまだが、本論文では、「組織的な不正」に焦点を絞る。入試不正、論文不正、研究費不正という3種類の事件は、多数の大学が関与した大規模な不祥事である。長年の不正な慣習が悪意なく行われていたのが、内部告発や行政の調査、さらにはそれらのメディア報道によって社会問題となり、大学としての謝罪会見・謝罪コメントと調査委員会の発表等に至る。こうした経緯を概観し、これら事件の共通性と、不祥事発生のコミュニケーションメカニズムを考察する。

事件の経緯については、新聞報道と大学の公式サイトでの情報を基本資料として要点を抽出した。新聞記事は、リアルタイムで切り抜いたクリッピングを基本として、日経テレコン等で検索しながら詳細を補足した。

2. 大学医学部の入試不正

組織的な不祥事として、まず2018年に発覚した、大学医学部の入試不正について取り上げる。文科省局長の逮捕というセンセーショナルな事件に大学学長や理事長が関与し、しかも入試の合否と公的助成金が取引されたことが社会的衝撃を与えた。さらに、入試の合否に関して、複数の医学部で、募集要項に明記せずに意図的な点数操作が長年行われていたことが発覚した。その経過をたどりながら、メディア報道と記者会見により社会的影響と、長年の慣行の終焉に至る過程を考察する。事件の経緯は以下の通りである。

2-1. 不祥事発覚の契機

医学部入試において長年続いてきた入試選抜方法が「不祥事」として注目を浴びたきっかけは、2018年7月4日に東京地検特捜部が、文科省の科学技術・学術政策局長を受託収賄の疑いで逮捕して発表し、ニュースで大きく報道されたことである。東京医科大学を私立大学支援事業¹⁾の対象校に選定することの見返りに、自分の子の入試合格を大学関係者に依頼していた²⁾。東京医科大学は2016年に支援事業に落選したが、2017年に選ばれたのは交渉があったからだという。林文科相は記者団の取材に応じ、「誠に遺憾」とコメントした³⁾。

翌5日、逮捕された局長に依頼した「東京医科大学の関係者」は理事長だったと報じられる。見返りに前局長の子の合格を決めていた⁴⁾。さらに東京医大は、2017年度の事業申請時に事業計画書の表現を修正しており、それが前局長の助言だという可能性も指摘された⁵⁾。6日付けの新聞各紙は社説で一斉に糾弾した。そのタイトルは「行政と入試の公正汚す」(朝日)、「文科省局長、職権を身内に使う異様さ」(毎日)、「教育行政への信頼が失墜した」(読売)、「教育行政の信頼失墜させる局長の逮捕」(日経)などである⁶⁾。この時点では、「補助金を獲得するかで大学執行部が評価されるようになってきており、相当強いプレッシ

表1 大学医学部の入試不正の経緯

2018年

7月4日	東京地検特捜部が文科省局長を逮捕・発表
7月6日	東京医科大が記者会見・常任理事が謝罪／理事長と学長は辞表提出・受理
7月19日	東京医科大：同窓会が合否判定で優遇を求める受験者リストが報道
7月24日	東京地検が前局長と仲介役のコンサル会社役員を起訴
	東京医科大の前理事長と前学長を在宅起訴
	文科相は東京医科大学の幹部を呼び過去6年分の入試を調べるよう求める
	東京医科大：文科相との面会后、副学長が記者団の取材に応じる
8月2日	東京医科大：一般入試で女子の得点を一律減点していたことが報道
8月7日	東京医科大：常任理事と学長職務代行が記者会見・調査報告書を公表
8月10日	文科省が全国の医学部医学科の男女による合格率の違い等を照会
8月16日	東京医科大：前理事長と前学長が不正な加点で合格した保護者から謝礼を受け取ったことがわかる
9月4日	文科省の調査結果で過去6年間、医学部の合格率は男子が上回っていることが明らかになる
10月15日	昭和大学の学長と医学部長が記者会見・現役と一浪生に有利な得点操作
10月23日	東京医科大：第三者委員会の一次報告書公表／延べ69人が得点操作で不合格に
11月7日	東京医科大：2017年、18年度の得点操作による不合格者は101・救済策も発表
11月16日	全国医学部長病院長会議で、入試での不要な差別を認めないことを明記した指針を公表
11月22日	神戸大学が医学部推薦入試の地域特別枠で過疎地出身者に有利な加点をしていたと発表
12月8日	岩手医科大・金沢医科大・福岡大が記者会見し不適切入試を文科省から指摘されたことを明らかにする
12月10日	順天堂大学の学長と医学部長が記者会見し、女子や浪人生に一律不利な扱いをしていたと発表
12月12日	日本大学医学部長が記者会見し、追加合格者の判定で卒業生の子どもを有利にしたと発表
12月14日	文科省が81大学の調査で、9大学を「不適切入試」と認定する最終報告書を発表

2019年

12月29日	東京医科大学：第三者委員会の最終報告書を公表「主な責任は歴代3人の学長にある」
3月4日	東京医科大学：第三者委員会の追加調査報告書を公表
11月1日	順天堂大学が第三者委員会の最終報告書を発表

(出所) 筆者作成

ヤーがかかっていたのが事件の背景にあるのではないか」という筑波大学特命教授のコメントが紹介されるなど⁷⁾、同情論も見られる。

しかし、理事長が不正合格の手続きを学内で指示していたことがわかり⁸⁾、事件は組織的な犯罪に発展していく。7月6日夜、東京医大は記者会見を開き、常務理事が「トップに贈賄という重大な嫌疑がかけられた事実を重く受け止めている」と謝罪した。また理事長と学長が同日に辞表を提出し、受理されたと発表した。

元局長は当初「息子の不正合格を依頼していない」「当時は官房長で選定の職務権限はなかった」と容疑を否認していたが⁹⁾、「前理事長らと会食し、『息子が受験するのでよろしく』と話した」ことや、申請書の書き方についても大学に助言したことを認めていく¹⁰⁾。

7月24日に東京地検は、前局長と仲介役の医療コンサル会社元役員を起訴し、東京医大の前理事長と前学長も贈賄罪で在宅起訴した¹¹⁾。その後もメディアの糾弾は続き、社説だけでも、「文科省汚職拡大／規範意識の欠如が嘆かわしい」(7月27日・読売)、「深刻な文科省の「たかり」体質」(7月27日・日経)、「文科省汚職の拡大／根深い大学との癒着構造」(7月29日・毎日)など厳しい表現が続く。

2-2. 過年度入試の点数操作へ波及

東京医大では、過去にも不正合格が行われていた疑いが浮上する。学長らが主導する形で特定の受験生に「小論文がよく書いている」などの名目で大幅に加点することがあり、「政治家など有力者の子息が対象だった。裏口入学だった」と関係者の証言が出てきた¹²⁾。同窓会が合否判定で優遇を求める受験者のリストを作成し、大学に提出していたこともわかる。手書きリストには、約30人の受験者名や受験番号とみられる内容が記され、13人の名前の横に◎、6人に○、8人に×といった3種類の記号が書かれていた。「絶対頼む」「可能なら」「加点不要」という意味で、前理事長の指示だったという¹³⁾。実に生々しい証拠であり、過去の不正な慣習を象徴するリストである。特捜部の見方として、同大では合否判定で特定の受験者への優遇を求める依頼が同窓会を通じて寄せられる仕組みがあり、入試判定を巡る不透明な慣行が事件の土壌になった、と報道されている¹⁴⁾。

文科省は大学の幹部らと呼び、過去6年分の入試を調べるように求めた。面会后、副学長は記者団の取材に応じ、大学を代表して謝罪を述べ、「内部調査を8月上旬をめどにまとめたい」と述べている¹⁵⁾。

そして8月2日、東京医大が一般入試で女子の得点を一律減点し、合格者数を抑えていたことが報道される¹⁶⁾。点数操作は2010年以前から続いていたが、募集要項には記されていなかった。2010年の一般入試で、女子の合格者が4割弱となり、前年を大幅に上回ったことを受け、減点の係数を翌11年から増やしたという。それ以降、女子の合格率が男子を上回ることは一度もなかった。女子が医学部に合格しづらいという点は以前から指摘されており、日本女性医療者連合の理事は一律減点の発覚を受けて「やっぱりね、という思いです」「女性は出産や育児で離職しやすいというだけでなく、医師としての質が低いという偏見が今もある」と話し、医学部専門の予備校関係者から「偏差値だと女子は3、4くらい高い」と聞いたこともあるという¹⁷⁾。この報道を受けて3日夕、約100人が東京医大前で抗議行動を行い、「女性差別を許さない」「大学入試を公正にやれ」と書いた紙を手に声を上げた¹⁸⁾。

各新聞も社説で、「東京医大入試 明らかな女性差別だ」(8月3日・朝日)、「東医大が入試で女性差別／全医学部の調査が必要だ」(8月4日・毎日)、「東医入試疑惑／受験生への説明責任を果たせ」(8月4日・読売)など、医学部入試への不信を書き立てた。

2-3. 調査報告書の公表・システム化された不正

8月7日、東京医科大学の常任理事と学長職務代理は再び記者会見を行って頭を下げ、調査報告書を公表した。報告書によれば、入試不正は「長年にわたる悪しき伝統」であり、遅くとも2006年の一般入試から、女子や浪人年数の長い男子が不利になる得点操作を行っていた。不正な得点操作は2種類あり、一次試験で特定の受験生に加点する方法と、二次試験の小論文での加点である。一次試験(4科目400点満点)で、過去2年間に計19人に8~49

点を加点しており、この中に文科省前局長の息子も含まれていた。二次試験では、全受験者の得点を一律に2割減点した上で、2浪までの男子に20点、3浪までの男子に10点を加算し、女子や4浪以上の男子への加点はなかった。しかも性別や浪人回数による得点操作は、学内のコンピュータシステムで自動調整されるように設定されていた。

一連の不正は前理事長が主導し、前学長と学務課職員が関与していた。同窓会からは卒業生の子どもの入学を求める圧力を受けており、前学長は「同窓生の子弟を入れることで寄付金を増やしたかった」と話し、不正合格させて受験者の親から謝礼を受け取ったことも認めた。ただし、同大の学生新聞には、「同窓生の子弟が入学困難」になることへの不満が表明され、「同点なら子弟を優先して入学させるべきだ」との要望が掲載されている。実際、同窓生の寄付は財政上も大きな割合を占めていた¹⁹⁾。同窓生の子どもの優先入学させることは当然である、という認識だったことが窺える。

この会見後も、入試不正に対する批判について、各社の社説は「受験生欺く大規模な操作」(8日・毎日)、「東医入試不正／ガバナンスの欠如が露呈した」(9日・読売)、「いったいどれほどの女性の夢やこころざしが、不当な合否反転で踏みにじられたのか」「医大の入試不正が問う女性差別の病理」(9日・日経)など、批判が続いた。

8月16日には、前理事長と前学長が、不正な加点で合格させた受験生の親らから、「数十万～数百万円の謝礼を受け取ったことがある」ことが報じられる²⁰⁾。個人的な謝礼とは別に、1000万円以上の寄付を同大に納めてもらうこともあったという。

9月25日、東京医大は新たな学長として、病態生理学分野の主任教授を理事会で承認した。女性の学長は初めてで、10月1日付で就任した²¹⁾。

2-4. 全国の大学医学部入試へ波及

東京医科大学で入試の点数操作が行われていたことを受けて、文科省は8月10日、全国の国公私立大の医学部医学科の入試について、男女の合格率の違いや合否判定で扱いに差があるかどうかなどを、計81大学の学長宛てに照会した²²⁾。SNSでは「女性は減点をしてもいい存在なのだ、と突き付けられた気がした」という怒りの投稿が増え、「#私たちは女性差別に怒っている」というハッシュタグを付けたツイッター上の投稿へ賛同が広がった²³⁾。また同10日には、「東京医大等入試差別当事者と支援者の会」が、被害救済についての具体策の説明と迅速な対応を求める要望書を文科省に提出した²⁴⁾。

日本経済新聞が文科省と同じ81大学を調査したところ、東京医大以外で性別による点数操作を認めた医学部はなかった。しかし、女子の合格率は男子より低く、特に東京医科大の女子合格率は最も低く、男子の3分の1程度だった²⁵⁾。医学部予備校によれば、模擬試験ではほぼ同じ偏差値の男女が受験しても男女で合格率が異なる私立医学部は7割を超える。記事には「学科試験だけではここまで差が出ないはず」「全ての私立大医学部で面接試験があ

り、女子が不利になる場合があるのではないか」と指摘されている。

9月4日、文科省の調査結果も公表された。過去6年間でいずれの年度も男子の合格率が女子を上回っていた。6年間の平均合格率は、男子が女子の約1.2倍だった。日本大学は、男性が女性より学力が高いため、と調整を否定したが、日本女性医療者連合理事の医師が2016、2017年度の全国の入試を調べたところ、医学部以外の学部では合格率に男女差がないか、女子の方が高かった。理学部や工学部なども同様で、「数学や物理などの配点が高いのは同じで、医学部だけ女子の合格率が低いのはおかしい」と指摘している。女性差別対策弁護士は、8月30日までに東京医大の不正入試に関する相談が161件あったと発表した²⁶⁾。新聞社説も「医学部入試／公正かつ明確な選考基準を」（9月5日・読売）、「医学部の入試状況調査／男子優位はやはり不自然」（9月6日・毎日）と批判が続く。

10月12日、文科省調査で、他大学でも女子や浪人生に不利な扱いをしたり、特定の受験生を有利にしたりした疑いが浮上していると報じられる²⁷⁾。同日、柴山文科相は記者会見で、調査結果公表後も文科省は引き続き大学側に説明や資料提出を求め、男女の合格率に差がある約30大学を訪問して入試関係の資料を調べていることを明らかにする。男子の合格率高かった順天堂大は「学内で事実関係を調査する」、日本大学医学部は「男子のほうが成績の良い傾向が出ただけ」、昭和大は「文科省で調査中なので回答は差し控える」とコメントとしている。これに対し「医学部入試における女性差別対策弁護士」の弁護士は「大学の自己申告には限界がある」「文科省が大学名を公表して対応すべき」と指摘している²⁸⁾。

2-5. 他大学入試の点数操作

10月15日、昭和大学は、学長と医学部長が学内で記者会見を行い、2013年以降の一般入試の2次試験で、現役と一浪の受験生の高校調査書の評価点を加算する得点操作をしていたと発表した。大学卒業生の子どもの場合、合格ラインに達していなくても合格させていたケースもあった。いずれの操作も学内の入試常任委員会が決め、組織的に行っていた。2次試験の調査書の評価で、現役に10点、1浪に5点を加算していた。18年の2期入試では、募集定員20人に対して24人を合格させ、うち4人が卒業生の子どもの子どもなどだった。同様の経過で、これまでに計19人が合格しているという。学長は、「社会の信頼を損ない、深くおわび申し上げる。不正という認識がなかった」と謝罪した²⁹⁾。

同大学で、現役と一浪の受験生に加点したり、同窓生の親族を優先合格させたりすることは、6年前に学内入試常任委員会が決めていた。東京医大の入試不正が判明した後も、内部で問題視する意見は出なかった。文科省の調査でも、当初は「不正はない」と答えていたが、9月末に現役受験生らに加点していたことを文科省から指摘され、会見に踏み切ったという。同窓生の親族を優遇した理由は、入学を辞退する受験生が一定数いるため、「確実に入ってくれる可能性が高い」「本学の精神がわかっている」ためだという³⁰⁾。医学部3年生の男子

学生は、「医学部は浪人すると合格しにくいという噂は受験生の間でよく聞いた」という³¹⁾。

16日、柴山文科相は記者会見で「不適切な操作はないとの回答を得ていたにもかかわらず、このような事態に至ったことは大変遺憾だ」と述べている³²⁾。10月18日、順天堂大は、文科省の指摘を受けて、弁護士3人による第三者委員会を設けて調査すると発表した。

23日には文科省が不正調査の中間報告として、不適切な疑いのある4事例を公表した。女性や多浪生の評価、同窓生の子どものなどである。順天堂大も男女で合否判定に差をつけた疑いがあり、担当者は「慣行で、機械的にやっている」「長年、引き継がれてきた」と説明していることが報じられる。また、東京医大以外に少なくとも6大学で「不適切入試の疑いが高い」として説明を求めていることが明らかになる³³⁾。

新聞社説は、「不正広がる医学部入試／各大学は自発的に公表を」（10月17日・毎日）、「医学部の入試／情報公開で再発防止を」（10月19日・朝日）、「医学部入試／受験生が納得できる基準示せ」（10月24日・読売）などこの問題を取り上げ、朝日社説では、「あきれるのは、大学側が『文科省から指摘を受けるまで不適切という認識はなかった』と会見で語ったことだ。社会常識から著しく遊離している」と批判している。

2-6. 不正で不合格になった人数の公表

10月23日、東京医科大学で第三者委員会の一次報告書が公表された。2017年度と2018年度の一般入試では、本来合格していた女子55人と多浪の男子14人が得点操作で不合格にされていた。入試委で合否判定をする前に、理事長や前学長が学務課職員に指示し、特定の受験生の点数を加点することもあった。

同日に「東京医大等入試差別問題当事者と支援者の会」は都内で記者会見を開き、筑波大医学群6年生と福島県立医大6年生が実名で声を上げた。翌24日には、東京医科大に成績開示や受験料返還、慰謝料などを請求すると発表している。同日には、日本私立学校振興・共済事業団が、日本大学と東京医科大学の2018年度の私学助成金の交付を保留することを決めている³⁴⁾。この間も入試不正についての報道は続き、社説にも「医学部不正入試、受験生の救済急げ」（10月26日・日経）、「医学部の不正／沈黙は受験生への背信」（11月1日・朝日）などの批判が続く。

11月7日、東京医大は記者会見を開き、学長が、2017年度、2018年度の入試で、本来なら合格ラインを上回っていたのに得点操作で不合格になった受験生計101人を追加合格の判定対象とする救済策を発表した。学長は「あまりにも人数が多いのがくぜんとしている」と謝罪したが³⁵⁾、定員などの関係で63人だけ入学を認めるとしたことで、反発が相次いだ。「東京医大等入試差別問題当事者と支援者の会」は8日に記者会見を開き、「63と言う数字がどこから出てきたのか。あまりに上から目線」という、この春不合格となって浪人中の女性の怒りのコメントが読み上げられた³⁶⁾。

2-7. 社会的反響①：全国医学部長病院長会議・日本医学教育評価機構の対応

11月16日、全国医学部長病院長会議は、入試での不要な差別を認めないことを明記した指針を正式に公表した。性別によって一律に差をつけたり、得点操作をしたりするのは「決して容認されない」など、医学部入試についての規範を公表した。卒業生の親類や地域卒など各大学の実情に応じた人材を求めることは認めつつ、入学者の受入れ方針に明示するよう求めた。小委員会の委員長は記者会見を行い、「大学が社会からかけはなれた私的な組織であるかのように運営され、社会的に容認されない行為があったことは大変遺憾」と述べた。これを受けて日経社説（11月21日）では「医学部の入試指針を順守せよ」と題して、教育基本法に「社会的身分または門地によって教育上、差別されない」とあるのに、医学部の特別枠は「医師の子に生まれたという属性で優遇される制度」だと指摘している。

11月22日、国際基準に基づいて大学医学の教育を評価、認定する日本医学教育評価機構（JACME）は、東京医科大学の認定を取り消すと決める。女子らを不利に扱う得点操作といった不正が基準に合致しないと判断した。認定を受けている国内の28校のうち、取り消しは初めてである³⁷⁾（2022年度に再受審し「適合」に認定）。

2-8. 4 大学の医学部での不適切入試

11月22日、神戸大学は副学長が記者会見を行い、兵庫県出身者が受験できる医学部推薦入試の地域特別枠で、募集要項に明記せずに過疎地域出身者に最大25点を加点する有利な配点をしていただけと発表し、謝罪した。過疎地の有利な取扱いは2015年2月に始まり、今年で4回目だった。柴山文科相は、「大変遺憾」と述べている³⁸⁾。

12月8日、岩手医科大学、金沢医科大学、福岡大学が、文科省から不適切な入試運営を指摘されていることが「関係者への取材でわかった」と日本経済新聞で報じられる。同日、3大学はそれぞれ同日11時から記者会見を開き、「医学部で不適切な入試を行っている」と、文科省から指摘された」と公表した。岩手医科大学は編入試験（34人が受験して7人が合格）で、同大歯学部出身者3人を優遇した。医学部長は「出身者に優位性を持たせるのは、私学の裁量の範囲内と考えていた」と話した。金沢医科大学はAO入試で、同窓生の子ども、北陸3県の高校の卒業生、現役生と一浪生、に加点していた。編入試験でも北陸3県の高校出身者や年齢に応じて得点を調整していた。これらの操作によって約10人が不合格になった。学長は「同窓生の子どもや現役・一浪生、北陸3県出身の方が地域に残るというデータがある」と得点調整の理由を説明した。福岡大学は、高校の調査書の評価を点数化する際、現役生を有利にし、一浪生は現役生の半分、二浪以上は0点にしていた。「8年前に決まった制度を続けてきた」とし、理由は明確にできなかった³⁹⁾。

12月9日、岩手医科大学は、不利益を被った受験生8人を追加合格の対象とする救済策を発表した⁴⁰⁾。12日、金沢医科大学は、不利益を被った受験生9人を追加合格とし、うち

4人が来年度入学すると発表した⁴¹⁾。

一方、東京医科大学は、12月7日、18年度の入試で不正に不合格となった受験生のうち、44人(男子15人、女子29人)の追加合格を認めたものの一方、入学を希望した女子5人を改めて不合格にしたと発表した⁴²⁾。21日、同大は、問題発覚後に就任した学長や病院長ら計5人を除く理事11人が21日付で一斉に辞任すると公式サイトで発表した。評議員会の評議員も50人のうち48人が辞任する⁴³⁾。

2-9. 3 大学の医学部の不適切入試

12月10日午後、順天堂大は記者会見を開き、医学部医学科の入試で女子や浪人生に一律不利な扱いをしていたと発表した。会見で学長と医学部長は「受験生や保護者に多大な心配やご迷惑をかけ深くおわびする」と頭を下げて謝罪した。第三者委員会の調査結果によると、出願者の半分近くを占める「一般A方式」の一次試験では、一定順位を下回る受験生について、性別、浪人回数、調査書の評価によって異なる合格基準を設定し、女子や浪人回数が多い男子は二次試験に進むことが困難だった。面接などを行い二次試験でも、女子の合格ラインは0.5点高かった。この仕組みは遅くとも2008年度から行われていたという。女子の方が面接の得点が高い傾向にあり「大学入学の時点では、女子の方が男子よりも精神的な成熟が早く、コミュニケーション能力が高い。この傾向は学問的にも証明されている。男女間の差異を補正するものと考えていた」と説明した。同日に北里大学も第三者委員会を設置して対応を検討すると発表した⁴⁴⁾。

12日、日本大学も一部の受験生を優遇していたと文科省に指摘されていることが「関係者への取材でわかった」と報じられる⁴⁵⁾。報道が出た日、日本大学は記者会見を開いて医学部長が謝罪し、2017年、2018年の一般入試で追加合格者を決める際、卒業生の子ども計10人を優先する不適切な対応があったと発表した。この影響で追加合格できなかった10人について、19年春の入学を認める。追加合格の判定では、医学部が同窓会から受験する同窓生の子どものリストを受け取り、医学部長ら3人がこの中から成績順に選んでいた。リストには毎年20人程度の名前があったという。医学部長は「入学意識が高く、付属病院などの維持発展に貢献する可能性が高い同窓生の一部の子女を優遇した」「私学の裁量の範囲のうちだと思ったが、(文科省の)指摘を受け、不適切だと考えた」と話した。

また同12日、聖マリアンナ医科大学も、文科省の緊急調査で、男子や現役生を優遇する不適切な入試をした可能性が高いと指摘された、と公表した。属性による一律の評価はしていないが、調査書や面接の評価方法が曖昧だったと認めた⁴⁶⁾。

12月12日、朝日新聞は社説で「不公正入試／二次被害を広げた愚」として、女子はコミュニケーション能力が低いから評価を下げた、という順天堂の発言について、「意味不明な理屈をこね、差別の意図はないと言い募る。あきれられるほかない」と批判した。毎日新聞の社

組織的な大学不祥事におけるメディア報道による不正認識の過程

説でも「順天堂大も入試不正／言い訳の非常識さに驚く」と同じような内容である。12月14日夜、順天堂大に抗議するサイレントデモがあり、医学生ら15人がキャンドルを手に沈黙して抗議した⁴⁷⁾。この「女子はコミュニケーション能力が高いから」という順天堂大学の言い訳について、同大が「医学的な検証の資料」として挙げた論文の執筆者（テキサス大学のLawrence Cohn教授）は、朝日新聞の取材に応じ、引用が適切でないとして述べている⁴⁸⁾。日本パーソナリティ心理学会も、「そのような内容を主張しているわけではない心理学の論文を、安易に引用するような姿勢に対して強い懸念を表明する」という見解を発表した⁴⁹⁾。

12月14日、文科省は81大学の調査で、9大学を「不適切入試」と認定し、1大学を「その可能性が高い」とする最終報告書を出した。東京医科大、昭和大、神戸大、岩手医科大、金沢医科大、福岡大、北里大、順天大、日本大の9大学は「不適切」と認定された。聖マリアンナ医科大にも「不適切」と指摘したが、同大から反論を受け、第三者委員会を設置して判断を仰ぐように求めた。また10大学以上が「不適切」とまでは言えないが、疑惑を招きかねない入試をしていたとして改善を求めた⁵⁰⁾。

新聞の社説では、「医学部入試／公平性の骨抜き許すな」「今回あらわになったのは、入試の公平・公正が簡単に骨抜きにされてしまう恐ろしさだ」（12月18日・朝日）と公正への意識を欠いた大学が多いことを嘆き、「不正入試は国の対応も問題だ」（12月17日・日経）と社会的問題であることを指摘している。

一連の入試不正で医学部に失望する受験生も出ており、河合塾によると、2018年7月の模試で医学部医学科の志望者は前年比132%だったが、事件発覚後の10月は85%だった⁵¹⁾。10大学の不正入試の内容は、表2の通りである。

表2 大学別・不正入試の内容

	女性差別	浪人差別	同窓生等 優遇	地域枠の 運用	公表日
東京医科	○	○	○		8月7日
昭和		○	○		10月15日
神戸				○	11月22日
岩手医科			○		12月8日
金沢医科		○	○		12月8日
福岡		○			12月8日
北里	○	○			12月10日
順天堂	○	○			12月10日
日本			○		12月12日
聖マリアンナ	○	○			

(出所) 2018年12月14日朝日新聞夕刊と12月26日朝日新聞を
基に筆者作成

2-10. 第三者委員会報告書：歴代3人の学長の責任追及

2018年12月29日、東京医科大学は第三者委員会の最終報告書を公表し、2013～2016年度入試で、109人が合格ラインを上回りながら不合格になったと認定した。構造的な女子差別について「主な責任は歴代3人の学長にある」と総括し、大学側のガバナンスを批判したほか、寄付金や国会議員が絡んだ疑惑も新たに指摘している。2013年の看護学科の入試では、国会議員の依頼を受けて看護学科の受験生を29人飛び越えて合格させていた。一連の操作は2006年入試から始まった。調査に対して職員は、「(当時の学長から)男子を増やす案をいくつか考えろと言われた」と証言した。特定の受験生への配慮を求める手紙には、「もし入学を許可されましたら大学のために寄付は3000万円は用意するつもりでおります」と書かれていた。受験生の名前の隣に「1000」「2000」などと書かれた前理事長のメモも確認された⁵²⁾。

2019年元旦の新聞には、前衆議院議員が「10年ほど前から約20人の同窓生の子の合格を前理事長に依頼した」ことが掲載された。同氏は同窓会募金委員長を務めており、地方などを回って同窓生に会うことが増え、子どもが合格するよう口利きを求められ、前理事長に依頼するようになったという。「合格依頼が許されないとは思っていなかった。今となってみれば、募集要項で公にせず優遇するのはいけないと思う」と語っている⁵³⁾。

1月8日の朝日新聞社説は、第三者委員会の報告書について「もはや『不正』を通り越し、『腐敗』と呼ぶほかない」「裏口入学が長年横行していたとすれば極めて深刻だ」と強く批判した。同8日の会見で柴山文科相は、東京医科大に追加の調査を求めたことを明らかにした。同大は理事会を開き、第三者委員会に再調査を依頼することを決めた⁵⁴⁾。

第三者委員会の報告書では、2013～16年の入試で、最も成績が低かった合格者より成績が高かった受験生109人(うち女子66人)について、大学側が速やかに合否の再判定を行い、「結果の公表と誠実な対応」をするよう求めていた。しかし東京医科大は、合否の再判定をせず、追加合格も認めないと決めた。「合否判定の基礎となる資料が欠如している」ことに加え、入試の実施から3年以上が経過し、現在の学力が把握できないためという。なお、2017～18年度入試については、合否の再判定をした結果、計101人が不正に不合格になっていたと判断し、入学を希望した49人のうち、44人の追加合格を認めた。一方、5人は定員を理由に再び不合格としている⁵⁵⁾。追加合格者の人数枠を確保するため、東京医科大学の2019年度一般入試の定員は、75人から34人に減らしたこともあり、志願者数は、前年の約3000人から約3分の1に減った⁵⁶⁾。

2019年3月4日、東京医科大学は第三者委員会の追加調査報告書を公式サイトで公表した。ある年の入試で多額の寄付をした7人の受験生について、得点を加点する個別調整や寄付などが疑われると指摘した。また、前理事長のパソコンに残されていたメールアドレスやメモを分析すると、11名のうち、1名は正規合格し、10人は補欠合格の繰り上げで入学して

いた。10人については、「1000～2500」の手書きの記載があり、実際に受験生の保護者や関係者が300～3000万円を寄付していたという。入試前に寄付を打診する受験生の親に前理事長が「入学したらドカンと追加してください」とメールで返信するなど、具体的なやり取りも明らかになり、同窓生と前理事長の間に、入試で配慮を求めて合格した場合は多額の寄付をするという「暗黙の了解」があった可能性が指摘された⁵⁷⁾。

一連の不適切入試により、8大学が私学助成金を減額され、東京医大はゼロになった。女子や浪人回数の多い受験生を不利に扱ったり、同窓生の子どもを有利に扱ったりした大学の行為が「入学者選抜の公正性を害する」と判断されたほか、「速やかに必要な対応がとられた」ことも考慮された⁵⁸⁾。また、2019年3月26日、大学基準協会は、東京医科大学が協会の基準に「適合」として2017年度の評価を取り消し、「不適合」に変更したと発表した。大学などの認証評価制度が2004年度に始まって以来、「適合」の評価が取り消されて「不適合」となるのは初めてである⁵⁹⁾。こうした流れの中で、文科省は「私立大学研究ブランディング事業」を計画途中で打ち切ることを決めた⁶⁰⁾。

2-11. 他大学の状況

各大学は、調査結果を次々と公表した。2019年2月13日、昭和大学は、2017～2018年度の入試を再判定し、新たに16人を追加合格の対象にしたと発表した。入学の意向を示した5人は2019年度入試の合格者として扱⁶¹⁾。聖マリアンナ大学は2月19日、「男女や現役・浪人などの属性によって一律に加点や減点を行った事実は認められなかった」という調査報告を公式サイトで公表した⁶²⁾。

神戸大学では、採点をやり直し、最終選抜に落ちた受験生2名を追加合格にし、1次選抜に落ちた学生2人にも今年度の最終選抜に進めるようにした結果、1名が入学した。過疎地出身の医療従事者はその地域に定着しやすいという世界保健機構（WHO）レポートもあり、当時は地域特別枠の理念に沿った配点方法だという認識だったが、「東京医科大学の不正入試をきっかけに、2018年10月に文科省から訪問調査を受けて初めて、不適切な問題だったと認識した」という。前副学長は「今回の問題の背景には、閉じた組織の中で議論が完結し、学内での情報共有が不十分だったため、監督機能が正常に機能しなかったことがある。地域特別枠の選抜方法は、医学部の教員による推薦入試実施委員会に一任されており、配点の方針を医学部長には報告していない。過度に秘匿性を重視してしまった。大学本部もこの事実を知らなかった」というコミュニケーション課題について経済誌で語っている⁶³⁾。

こうして不正が指摘された8大学は追加合格を出し、計43人が入学した。東京医科大24人、金沢医科大6人、北里大4人、昭和大学3人、岩手医科、日本が各2人である⁶⁴⁾。

聖マリアンナ医科大学は2020年12月10日、2015-2018年度の一般入試の全出願者計約1万2000人（入学者を除く）に、受験料相当を返還すると公式サイトで発表した⁶⁵⁾。

9月13日、昭和大は、第三者委員会の調査報告書(8月2日付)を公式サイトで公表した。一部の繰り上げ合格者の男子が顕著に多く、女性差別があった可能性が指摘されている⁶⁶⁾。

9月17日、日本大学が調査検証委員会の報告書(8月29日付)を公表した。同窓生の子どもの優先させたことで不合格になった受験生は、16年度2人、17年度8人、18年度2人の計12人で、希望すれば入学を認めるとしたところ3人が入学した⁶⁷⁾。

11月1日、順天堂大学が第三者委員会の最終報告書(10月31日付)を発表し、「少なくとも10年ほど前から批判なく踏襲されていたものであることが推認される」とし、女子と浪人生に不利になる扱いを長年続けてきたことを明らかにした⁶⁸⁾。

2-12. 元受験生らによる大学への民事訴訟と損害賠償

各大学の元受験生からの提訴も多かった。弁護士が団結するケースもある。元受験生が被害者として顔出しで記者会見して発言したことで、社会的な注目を集めた。

各裁判の結果は以下の通りである。

まず受験料に関しては、2020年3月6日、東京地裁が、不利益を受けた女子や浪人生に受験料などの返還義務があるとする判決を言い渡した。東京医大は控訴せず、判決が確定した。NPO法人「消費者機構日本」の訴訟では、2021年7月に同大が約560人の受験生に計約6760万円を支払う和解が東京地裁で成立している⁶⁹⁾。

また、元受験生の女性が、東京医科大学、昭和大、順天堂大に慰謝料など計約3600万円の損害賠償を求めた訴訟では、東京地裁で和解が成立した。東京医科大と昭和大が2020年3月25日付、順天堂大が4月26日付である。

順天堂医学部を受験した女性13人が、「性別を理由に差別された」として慰謝料など約5400万円の損害賠償を求めた集団訴訟では、2022年5月19日、東京地裁が計約805万円を原告13人に支払うよう大学に求め、女性を一律に不利に扱い基準は「不合理で差別的だ」と非難した。これが損害賠償訴訟としては初めての判決となった。判決後、原告の1人は取材に対し「不法行為と認められたのはよかった。それでも時間は戻ってきません。初めからわかっていたら受験校から外していた(中略)。医師を志した受験生が、泣く泣く別の人生を歩んだということを忘れないでほしい」と訴えた⁷⁰⁾。双方は控訴せず、判決が確定している。

東京医科大の元受験生の女性28人が慰謝料など計約1億5200万円の損害賠償を求めた訴訟では、2022年9月9日に東京地裁が、原告のうち27人に大学が計約1830万円の賠償を命じた。原告の1人は、東京医科大学を不合格になり、国立大学医学部に進み医師になったが、「女性を差別することが許されることなのか。世間の人に考えてほしい」と語った⁷¹⁾。さらに女性15人は控訴した。2023年5月30日、東京高裁は、一部の原告の賠償額を増額し、15人に対し計約2084万円の賠償を命じた⁷²⁾。

また男性が30代で順天堂大学医学部を受験して、年齢を理由に不当に不合格にされたと

組織的な大学不祥事におけるメディア報道による不正認識の過程

して慰謝料など約 5800 万円を求めた訴訟では、2023 年 8 月 10 日、東京地裁が約 180 万円の支払いを命じている。

2-13. 刑事事件の判決

業界全体の入試不正が発覚するきっかけとなった東京医科大学の事件では、2020 年 7 月 6 日に初公判が開かれ、受託収賄の罪に問われた文科省元局長は「加点がなくても息子は合格していた。賄賂は存在しない」と無罪を主張し、他の 3 人も起訴内容を否認した⁷³⁾。しかし 7 月 20 日に検察側は、元局長が同大前理事長と会食した際に、同席した元コンサル会社役員が無断録音した音声を流した。元局長が浪人中の長男について「よろしくお願いします」と便宜を図るように依頼すると、前理事長は「来年は絶対大丈夫」「あと 5 点、10 点欲しい」「ぜひもうちに予約しておいでになって」と発言したことが明らかになる⁷⁴⁾。

さらに 7 月 25 日、東京医科大の前理事長が、2018 年度までの 5 年間で計約 1 億円の申告漏れを東京国税局から指摘され、前学長も 4 年間で数百万円の申告漏れがあった。前理事長が受験生の親などから受け取った合格への配慮を求める手紙や、受験生の名前、受験番号、紹介者が記されたメモなどを確認し、大学の報酬とは別に受け取った謝礼としての現金を税務申告していなかったと認定した⁷⁵⁾。

2022 年 7 月 20 日、東京地裁は文科省元局長に「入試の公平性をないがしろにし、職務の公正さや信頼を害した」として、懲役 2 年 6 月、執行猶予 5 年を言い渡した⁷⁶⁾。贈賄罪に問われた東京医科大の前理事長には懲役 1 年 6 か月、執行猶予 4 年、前学長には懲役 1 年執行猶予 2 年、受託収賄補助に問われたコンサル会社元役員は懲役 2 年執行猶予 5 年となった。しかし全員が判決を不服として控訴し⁷⁷⁾、法廷の闘争は続いている。

2-14. 医学部入試の改革と結果

2019 年 1 月、文部科学省は有識者会議を設置し、半年間かけて議論とヒアリングを実施し、5 月 31 日に「大学入学者選抜の公正確保等に向けた方策について（最終報告）」を発表した。募集段階、学力検査、小論文・面接・実技検査等、合否判定、合格発表、繰上合格、成績開示等のいずれにおいても公正を確保すること、恣意的な特定の受験生の優遇や「順番飛ばし」をしないこと、属性を理由とする差別的取扱いをしないこと、などが詳細に記載されている。

2019 年 5 月、朝日新聞の調査で、全国の大学の医学部医学科入試の男女別合格率の一覧表が掲載された。文科省の調査（81 大学対象）では、2018 年度は男子が女子の 1.22 倍の割合で合格していたが、朝日新聞が 2019 年度に 78 大学から回答を得たところ、約 1.10 倍となっていた。東京医科大学の 18 年度合格率は、男子 9.04%、女子 2.91% だったが、2019 年度は男子 21.79%、女子 26.38% で逆転した。日本大学は、男子の合格率が女子の 2.02 倍から 0.87 倍に、昭和大学は 1.49 倍から 0.78 倍になった。医学部専門予備校の調査でも、医学

部医学科の合格者数は、昨年と比べて女子が1.2倍、多浪生が1.4倍に増えた⁷⁸⁾。6月17日、順天堂大医学部の入試結果も発表された。医学部の合格確率は、男子が7.72%、女子が8.28%で、直近7年間で初めて女子が男子を上回った⁷⁹⁾。

6月25日、文科省は2018年度の医学部医学科入試で「不適切」と指摘した10大学の今年度入試結果を公表し、9大学について「改善した」と評価した⁸⁰⁾。そして8月8日、文科省は、2019年春に大学の医学部医学科に入学した学生のうち、女子の比率が前年比2.5ポイント増の37.2%になり、私立大学では女子比率が4割を超えたと発表した⁸¹⁾。

さらに2021年度の入試では、医学部医学科を受験した女性の平均合格率は13.60%で、男性(13.51%)を初めて上回った⁸²⁾。

なお、卒業生の優遇を求める声に応え、日本大学は卒業生や教職員等の2親等以内の直系親族を対象とした「校友子女選抜」(2024年度入試で医学部は募集人員5人)を新設した。昭和大学も「卒業生推薦入試」(同7人)を設けて父母または祖父母が卒業生であることを条件とし、金沢医科大学も「卒業生子女入試(総合型選抜)」(同8名)を設けて父または母が卒業生であることを条件とした。いずれも入試不正で卒業生優遇が行われていた大学で、新しい入試制度として募集段階で告知することで、公正な入試方法に生まれ変わったといえる。また、神戸大学も学校推薦型選抜に地域枠を設けた(2023年度入試で募集人員10人)。国公立大学医学部で同様の地域枠を設けた大学は、2023年度入試で43大学に上る。

3. 論文剽窃・データ捏造

次に、教員が研究論文を剽窃したり、研究データを捏造した事例について考察する。2015年以降、文科省の科学研究費助成事業(以降、科研費等)による研究活動における不正行為は文科省公式サイトで公開されている(2015~2019年度は学部名と肩書と不正の内容しか公表されていないが、2020年度からは大学名も公表)。

表3 公表された論文不正の種別と件数

	不正事案の公表件数	教授の関与	盗用	改竄	捏造	二重・多重投稿	不適切なオーサーシップ	自己盗用	その他	延べ総数(重複不正有り)
2015	9	4	8	1	1	1	1	0	0	12
2016	9	4	6	3	1	1	1	1	0	13
2017	16	9	9	8	6	2	4	1	0	30
2018	8	4	6	2	1	2	1	0	0	12
2019	10	7	6	3	3	4	0	0	0	16
2020	11	4	6	3	2	0	2	0	1	14
2021	13	8	6	5	5	1	3	2	0	22
2022	15	11	3	7	9	3	4	1	1	28
総数	91	51	50	32	28	14	16	5	2	147

(出所) 文部科学省の公式サイトを参考にして筆者作成

組織的な大学不祥事におけるメディア報道による不正認識の過程

8年間で91件の論文不正が公表されており、そのうち、教授が関与したのは51件である⁸³⁾。不正行為の種別は（複数の不正が発生していることも多いので件数は重複）、盗用が50件で、改竄32件、捏造28件がそれに続く（表3および補足資料1を参照）。

研究活動における不正行為は、後述する研究費の不正使用と並び、組織全体の信用に関わる重大事であるが、かつては多数の論文不正が行われていたようである。日本学術会議が2004年に実施した調査では、回答した838学会のうち、過去5年間に4学会でデータの捏造・改竄が、23学会に論文の盗用などがあつたと報告している。当時は、不正論文への対処は甘く、学内処分や学会補名に留まっていた⁸⁴⁾。「研究者が悪いことをするわけがない」という考え方が長い間、支配的だったので、不正が疑われるケースが出て、申立てを受け付ける公的機関も対応システムのない状態が続いたのである⁸⁵⁾。

しかし、論文のオープンアクセス化が進んだこともあり、著名教授による捏造が多く、多くの大学で発覚するようになった。2005年12月に日本学術会議が「科学者の行動規範に関する検討委員会」で不正防止策などを議論し始め、2007年に文科省は公的研究費の不正使用防止に関するガイドラインを策定し、2014年には不正のあつた研究機関への研究費削減等の措置をとつた。

こうした不正は、メディア報道により「社会的事件」として認識されるようになる。2005年頃は学部長が公式発表をしていたが、次第に学長による謝罪会見や調査報告書の発表会見が行われるようになった。各研究領域の権威といわれる教授が、研究室ぐるみでデータ捏造を容認するような事案も多数発生しており、前節と同様に、文科相が定例会見で意見表明し、それが報道されて問題が公になっている。こうした過程を本節では明らかにしたい。

なお本研究は「組織的な不祥事」を考察しているため、主に研究室ぐるみの論文不正を対象に、調査委員会が立ち上がり、調査結果が公表されて論文の疑義が公表され、大学トップが記者会見し、掲載論文が取り下げとなつたり、権威ある教授が懲罰を受けたりする過程に注目する。事件の経過は2005年頃からの報道を中心に、大学の公式サイトや調査報告書を参考にしてみとめた。なお、全て実名で公表・報道されているが、本論では氏名を伏せた。

3-1. 大阪大学大学院医学系研究科

2005年5月19日、大阪大学大学院医学系研究科の研究チームが2004年10月17日付の米医学誌 *Nature Medicine* 電子版に発表した基礎研究の論文が、不正なデータに基づく内容だつたことが報道された。研究の実質担当者だつた医学部の学生が、大学側の調査にデータの改ざんを認めたという。実験を記録したノートや実験用のマウスも見つからず、実験結果そのものが捏造だつた可能性も浮かんでおり、同研究科は、調査委員会を設け、詳しい事実経過の解明に乗り出した。担当教授は同日までに、同誌に論文の取り下げを申し入れ承諾された⁸⁶⁾。報道された当日、大阪大学の研究科長と論文の責任者である教授は記者会見を行い、「主執筆者の医学部学生が1人で捏造した」と述べた⁸⁷⁾。また同じ学生が第一筆者とな

った別の論文（日本癌学会の専門誌 *Cancer Science* 2004年8月号に発表した研究）についても、実験のサンプルの採り方に問題があることが発覚し、編集部に取り下げを申し入れた⁸⁸⁾。

さらに、同研究所の共同研究者の別の教授が、当該学生から約200万円を個人口座に寄付金として受け取っていたことが報道される。4年前からこの教授の研究室で実験を行い、医学関係書を出版した印税を研究室に寄付していた⁸⁹⁾。

この段階では同情論も多く、生命科学研究者のコメントとして、「期待通りのデータが出ないと責められる」「論文が載らないと次の職がなくなる」など、研究者はさまざまなプレッシャーの中にあるからと、不正のグレーゾーンについての記事が掲載されている。「研究者の業績は論文で評価され、1本でも多く著名な雑誌に載せることで研究費増額や昇格につながる、という競争環境が国立大学法人化で加速した」ため、論文の質より本数を優先する構造を問題視する教授コメントもある。英科学誌 *Nature* (6月9日付)に掲載された2002年の米国の調査では、医学・生命科学分野の米国立衛生研究所から研究資金を受けている中堅・若手研究者6884人を対象に調査したところ、「偽造や加工」「アイデアの盗用」など10項目のうち、33%が「重大な違反行為」の少なくとも一つを過去3年間に「行ったことがある」と答えた（回答率47.2%）⁹⁰⁾。

2006年2月15日、大阪大学は調査報告書を発表し、副学長3人と研究科長が記者会見を行った。捏造論文が著名科学誌に投稿された背景には、研究室の「業績至上主義があった」と反省の意を述べた。そして学生がデータ捏造した責任は共著者の指導教授にあるとして、2人の教授を停職1カ月と同14日の懲戒処分とし（1人は学生から金銭を受け取っていたため処分が重い）、学生は嚴重注意処分として倫理教育を課すこととなった⁹¹⁾。

学生は「責任をなすりつけられた」と主張し、名誉棄損で損害賠償訴訟を起こしたが、2008年12月27日、大阪地裁は元学生側の請求を棄却している⁹²⁾。

この教授の研究グループは、2007年10月にも、米科学誌 *Science* に発表した論文を取り下げている⁹³⁾。

3-2. 大阪大学大学院生命機能研究科

2006年9月6日夜、また大阪大学が記者会見を行った。同大学大学院生命機能研究科の教授らのチームの論文が、生化学の専門紙 *Journal of Biological Chemistry* の7月12日電子版で発表されたが、共著者の2番目の助手が、「知らないうちに論文を発表された。データは捏造だ」と教授に取り下げを求め、8月2日に取り下げが発表されたという。取り下げ発表の後、助手は研究室で自殺した（「論文と関連づける事実はない」とされている）⁹⁴⁾。

9月22日、大阪大学生命機能研究科は、調査の結果、この教授が論文責任者を務める2論文の計8つの図でデータの捏造・改竄があったと発表した⁹⁵⁾。さらに同教授を懲戒解雇

とする処分案を通知し⁹⁶⁾、科研費の支出停止措置をとった⁹⁷⁾。教授は大学に不服審査を申し立てたが⁹⁸⁾、12月20日、阪大は会見を行い、「著しく反社会的な行為。2本目の論文を自ら取り下げようとせず、反省の色も見られない」として、懲戒解雇処分を発表した。阪大での教員の懲戒解雇は記録が残る1970年以降初めてのことである⁹⁹⁾。

3-3. 東京大学大学院工学系研究科

2005年9月13日、東京大学大学院工学系研究科は、同教授らによる複数の論文について疑義が上がったので調査したところ「結果を裏付けるデータが確認されなかった」と発表した。2006年1月27日には最終調査結果が発表され、再現性は認められないと結論づけた。

2006年3月9日、同研究科は、同教授らの7本の論文（日本RNA学会から再現性について疑義が指摘された12論文中、すでに取り下げたり、不正がないと判断したりした論文を除く）について、取り下げを勧告したと発表した¹⁰⁰⁾。さらに3月30日には最終調査報告を発表し、12本の論文の実験結果の信頼性を確認するには至らず、再現性、信頼性はないと結論づけ¹⁰¹⁾、公式サイトで公開した。2006年12月27日、この教授と助手を「捏造とは断定できないが、大学の名誉又は信用を著しく傷つけた」として懲戒解雇したと発表した。研究不正による懲戒処分は、東大では初めてのことである¹⁰²⁾。東大は研究者の行動規範と不正への対応規則を3月につくり、データがないことも不正とみなすという規則を定めた。

2007年3月2日、元教授は東大を相手に、教授としての地位確認や給与の支払いを求める訴訟を起こした¹⁰³⁾。2008年に和解勧告があったが東大側が拒否、2009年1月29日、東京地裁は請求を棄却した。元教授は控訴したが、2010年11月24日、控訴は棄却された。

3-4. 山形大学・鹿児島大学・琉球大学

この時期には、他国立大学でも論文不正が相次いで発覚している。

2006年7月14日には、山形大学医学部長が記者会見を行い、同学部の麻酔科の医師が、日本麻酔科学会の準機関誌『麻酔』に掲載された論文について、教授の指示でデータを捏造していたとの調査結果を公表した¹⁰⁴⁾。この教授は、山形県立新庄病院の医療機器納入談合事件で、競売入札妨害容疑で7月12日に山形地検に書類送検されており、8月7日に懲戒解雇となった。10月には掲載誌から論文は抹消された¹⁰⁵⁾。

2007年11月、鹿児島大学病院では、元助教が研究論文14本のデータを改竄したとして調査を受けていたが自殺した。当時の上司の教授は退官しているため、同大は准教授の監督責任を問い、戒告処分にした¹⁰⁶⁾。

琉球大学では、医学部研究科の教授が、過去の実験データの流用などの論文不正を繰り返していたとして、2010年8月14日、懲戒解雇処分にしたと発表した¹⁰⁷⁾。

3-5. 東京大学医科学研究所

2008年7月11日、朝日新聞の1面トップで、東京大学医科学研究所で白血病など難治性の血液疾患を研究している分子療法分野研究室の教授が中心となって発表した論文で、研究倫理をめぐる虚偽記載が繰り返されていたことが「朝日新聞の調べでわかった」と報道された。倫理審査委員会の承認や血液などの検体の使用の同意について、実際には承認や同意を得ていない論文が、少なくとも3本あった。別の論文2本でも、検体提供者から研究用の同意文書をもっていないのに「書面で同意を得た」と記載していた。教授は取材に対し、「認識が甘かった」と虚偽記載を認め、論文1本を撤回した¹⁰⁸⁾。

同日午前11時、東京大学医科学研究所は記者会見を開き、所長や医科研幹部のほか、東大副学長が出席した。冒頭に所長が「教員が社会の信頼を裏切る行為をしたのは、誠に遺憾です」と謝罪した。虚偽記載の疑いを指摘された5本の論文について、内部調査委員会で事実関係の解明を進めてきたが、同日、有識者を交えた外部調査委員会に切り替えたという。渡海文科相は11日の閣議後会見で、「東大はもっとしっかり調査してほしい」と述べた¹⁰⁹⁾。

翌11日、東大医科学研究所には、研究者が患者らの血液など検体を保管する際の規則や患者から同意文書をとるための書式がなかったことがわかる。研究者を対象にした倫理研修も2008年4月に初めて定期化した。所長は「倫理面の意識が薄かった」と述べている¹¹⁰⁾。

3-6. 東京大学分子細胞生物学研究所

2012年4月5日、東大分子細胞生物学研究所の教授らが、米国の科学誌に2003年に載った論文の研究データに不適切な処理があったとして論文を取り下げ、3月末に引責辞職していたことが、これも朝日新聞で報道された。ほかにも複数の論文でデータの使い回しや加工の疑いがあるとの指摘が大学外からあり、東大は調査委員会を設けた。2013年3月3日、東大は、この元教授ら4人を懲戒解雇相当、1人を論旨解雇相当とする処分を発表した。

2013年、7月25日、東大の調査委員会が、この元教授グループの論文について、改ざんや捏造の疑いがあると認定し、計43本は撤回が妥当と判断したことが、朝日新聞1面トップで報じられた。過去16年間に発表された計165本の論文を調べた結果、画像の合成や使い回しなどの不正が判明したという。教授は国の重要な研究を担う研究プロジェクトを担う重鎮で、日本を代表する分子生物学者であり、翌日の同紙社説はこの問題を取り上げ、「科学研究の信頼性を根幹から揺るがす不祥事である」と批判している。

12月26日、東大は記者会見を行い、総長と副学長が、元教授の研究グループの論文計51本について、「科学的な適切性を欠いた画像データが使用された」とする科学研究行動規範委員会の中間報告を発表した。東大が不正問題の調査で中間報告するのは異例であり、副学長は「日本の学術研究の国際的な信頼も揺るがす大問題」と危機感を述べた¹¹¹⁾。2014年8月1日にも記者会見を行って、第一次調査報告として、当時指導的立場であった元教員3名

に係る不正行為を認定して公表している。2014年12月26日には、総長と副学長が記者会見を行って、最終報告書を発表した。不正行為と認定した主たる教員4名と、筆頭著者で図の捏造・改ざんに関与した者7名の実名を挙げている。

3-7. 続・東京大学分子細胞生物学研究所

この研究所の論文不正は続く。2016年9月1日、日本経済新聞で、同研究所の別の教授らの論文で、英の有力科学誌 *Nature* などに掲載された計11本について、グラフを意図的に加工した疑いがあり、予備調査を始めたと報じられた。8月中旬に東大や文科省に不正を指摘する告発文が届いて発覚した¹¹²⁾。

9月20日、東大は、告発内容に一定の具体性があるとして、本格的な調査を始めると正式発表した。調査の対象となるのは、医学系の5研究室と、分子細胞生物研究所の1研究室である。告発文では、動物実験で6割以上のマウスが10日ごろの「キリのいい」日に死亡している、など不自然な点を多数指摘している¹¹³⁾。2通の匿名の告発文書は、2003年から2016年までに発表された22本の論文に掲載された約70のグラフや画像を解析している。内部情報の暴露ではなく、論文のグラフから元データを復元する新たな手法で疑義が指摘されたことについて、告発状を受け取った人物は驚いたという。紙面には告発状が写真入りで掲載されている。その後、大学の調査で、研究室で30本を超す論文不正が認定された¹¹⁴⁾。

2017年3月3日、東大は分子細胞生物学研究所の元教授ら4人を懲戒解雇相当、元助教1人を論旨解雇相当とすると発表した。5人は退職しているが、退職金を受け取った3人には自主返納を求める¹¹⁵⁾。8月1日には記者会見を行い、科学研究行動規範委員会調査報告書を発表し、「論文22報において、データの捏造・改ざんの疑いがあるとの匿名の申立て」があり、調査した結果、分子細胞生物学研究所関係の論文(図)5報(16図)について不正行為が認められたとして、不正行為を行ったと認定した計11名の研究者の実名を公表した¹¹⁶⁾。

このように、同じ研究室で、2人の教授を中心とした別の研究グループで計数十本の論文不正があったのである。「組織ぐるみ」の不正が続いていたといえるだろう。

3-8. 京都大学 iPS 細胞研究所

2018年1月22日、京都大学は、iPS細胞研究所の特定拠点助教らが2017年2月に海外の科学誌に発表した論文に、捏造と改ざんの不正行為があったと発表した。研究所内部から論文の信頼性に疑いがあるとの情報が寄せられ、2017年9月に調査委員会を設置し、調査を始めていた。同研究所の所長は山中伸弥氏であり、世界のノーベル賞受賞者が謝罪会見で「所長として非常に強く後悔、反省をしております」と深く頭を下げた。日経新聞社説では、「急拡大したために所長を支える組織や人材が整っていない」とガバナンスの未熟さを指摘している。この助教は同年3月28日に懲戒解雇された。

3-9. 大阪大学大学院工学研究科／京都大学大学院理学研究科

2019年3月15日、大阪大学は、同大大学院工学研究科に所属していた元准教授が、熊本地震（2016年）や東日本大震災（2011年）の際、地震計の観測データを捏造するなどして論文に使用していたと認定した、と発表した。副学長（理事）が記者会見し、論文5本を不正と認定して取り下げた。元准教授が関わった計44本の論文について不正を疑う指摘があり、元准教授は調査に対して不正を否定したが、その後に死去したため、ほかに17本の論文で不正が疑われたが、確認できなかった。副学長は会見で、「不正は長期かつ多数にわたって行われ、悪質度は極めて高い」と話した¹¹⁷⁾。

京都大学大学院理学研究科でも、2019年3月26日に副学長2名らが謝罪会見を行い、同教授の熊本地震に関する論文について、4つの図にデータの改竄や盗用が認められたと発表した。2017年8月に大学の通報窓口でデータの改竄を疑う外部からの通報があり、11月に有識者を交えた調査委員会を設け、調査を進めた。同年5月には、掲載した米科学誌 *Science* が論文を撤回した。この教授は同年7月に、停職1年の懲戒処分となっている¹¹⁸⁾。

3-10. 京都大学霊長類研究所

2020年4月21日に、京都大学霊長類研究所の元教授が論文で、研究手法について大学の倫理委員会の承認を得ていなかったことが朝日新聞で報道される。大学側は元教授に論文の元データの提出を求めたがほとんど出されず、データを捏造した疑いも出た。問題の論文は、2019年11月にスイスの科学誌 *Frontiers in Psychology* に発表されたものである。元教授はベストセラーもある著名研究者で、2020年3月に定年退職していた¹¹⁹⁾。

2021年10月15日、京大は研究所所長が記者会見を行い、この元教授が2014年から2019年に発表した論文4本で、実際に実験をしていなかった「捏造」の研究不正があったと発表した。2019年に発表した論文についても、実験に必要な京大の倫理委員会の承認を得ていなかったことが内部調査で判明し、この過程で実験自体をした形跡がなく、捏造の疑いが浮上した。京大は元教授の退職金の支払いを止めている¹²⁰⁾。

さらに同月26日、京大は霊長類研究所の組織を2022年3月末で解体し、再編すると発表した。後述するように、所長も務めた元特別教授（2020年11月に懲戒解雇）らによる約5億円の不正経理が判明したからである¹²¹⁾。同じ研究所で複数の教授が論文不正と研究費不正を行っていたことになり、組織ぐるみの不正な慣習が蔓延していたといえるだろう。

2022年1月25日、京大は論文データを捏造した元教授を懲戒解雇相当と認定した。留保していた退職金は支払わない¹²²⁾。

3-11. その他：明治大学・筑波大学・東京理科大学・群馬大学他

2012年10月12日、明治大学教授（租税法学会理事長・政府税制調査会の元委員）が、

租税法学会が発行する学術誌に掲載した論文で、他大学学長のブログ記事を無断転用していたことがわかった。教授は転用を認めて謝罪し、学術誌を回収し、理事職も辞任した¹²³⁾。

2014年3月31日、筑波大学は、生命環境系の教授と元講師らが発表した3本の論文に不正が見つかったと発表した。教授らは同日付で依願退職した。米科学誌セルなどに発表した3本の論文で、画像の切り貼りなどが見つかった。この教授は東京大学分子細胞生物学研究所に在職していたときに発表した論文でも不正が見つかった¹²⁴⁾。

2016年9月には、東京理科大学経営学部の教授が論文を盗用したという告発があり、大学の設置委員会が調査を行い、不正を認定し、二重投稿も発覚した。本人は論文を取り下げて2019年3月に退職し、同年7月には文科省へ報告された¹²⁵⁾。

2017年10月11日、群馬大学は、大学院保健学研究科の教授が、改ざんした実験データを論文に使用した上、SNSで大学や学生を中傷したとして、5日付で懲戒解雇したと発表した。2012年2月に外部から通報があり、大学側が調査した¹²⁶⁾。

2019年5月には、東洋英和女学院の学院長（大学教授）の論文捏造が発覚し、学内の調査委員会で捏造が認定され、懲戒解雇となった。著作に引用するため、架空の神学者や論文を捏造しており、調査委員会に対する説明も二転三転していた。5月10日の臨時理事会での決定後に調査委員長の副学長が記者会見を行い、厳しい言葉で不正行為を指摘した¹²⁷⁾。

4. 研究費の不正使用

次に、研究費の不正使用を取り上げる。論文不正と同じように、かつてはそれほど大きな社会問題にはならなかった。日本学術会議は倫理意識向上を目的とした行動規範を公表するに先立ち、2006年に全国の大学1187校にアンケートを実施し、1996年以降の不正行為について調査している（541校より回答）。その結果、不正行為の疑義があった大学は55校で、49件の不正が認定された。研究費の不正使用が24件で最も多く、論文盗用は15件だった¹²⁸⁾。

研究費の不正が追及されるようになった背景は、第一に、2004年に国立大学が独立行政法人化し、予算管理や収益について大きな転換を迫られたことで、「預け金」や「プール」などの長年の慣行が不正として炙り出されたことであろう。「預け金」「カラ出張」「カラ雇用」は、単年度予算制の自治体で何度も問題になった不正経理であり、清水（2013）によれば、「現在に至るまで国・自治体等において絶え間なく続いている問題」である。国公立大学も同じ習慣を悪意なく続けており、私立大学もその慣習に従っていたが、企業にコンプライアンスが求められる中で、大学も厳正な処理を求められるようになったといえる。

なお、文部科学省の「研究費の不正使用、研究活動における不正行為の防止について」によれば、①「預け金」とは、業者に架空取引を指示するなどして、虚偽の請求書等を作成させることにより、所属機関から研究費を支出させ、そのお金を業者に管理させるもの、②「プー

ル金(カラ出張, カラ謝金)」とは, 出張申請や出勤簿の改ざん等により旅費や謝金等を不正に請求するなどして, そのお金を研究室や個人等が管理するもの, ③「書類の書換え(差換え, 品替え, 品転)」は, 業者に虚偽の請求書等を作成させることにより, 所属機関から研究費を支出させ, 実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させるものである。

第二に, 科研費予算の拡充である。政府は日本の科学技術のレベルアップに力を入れて科学技術関連予算を拡充しており, 例えば科研費は1990年代後半から急激に伸び, 2011年に基金化が導入された時点で, 20年前の約3倍になっている。裁量幅が増えた上, 細部への監視が行き届きにくくなる中で, 絶対的な予算額が増加したので, 社会的注目を浴びるようになった。

第三は, 社会的なコンプライアンス重視の要請である。前述のように, 一般企業でも, 長年の慣行が不正として糾弾されることが多くなった。特に国立大学は, 2004年に独立行政法人化し, 財務面の透明性が求められるようになったが, その変化に適応できない教員が長年の慣行を続けた結果, 研究費不正として糾弾されている。

第四は, インターネットやSNSによる情報環境の変化である。研究者の活動が可視化されるようになり, カラ出張などが露見しやすくなったことと, 内部告発が容易になったことで, 預け金などが露見しやすくなった。

文科省公式サイトでは, 2015年度以降の公的研究費についての「研究機関における不正使用事案」を一覧にして, 大学名と研究科名, そして一部実名を公開している(補足資料2参照)。この一覧表から, 不正の内容(複数回答)と公式サイトでの氏名公表や, 記者会見を行ったと公表している件数を抽出したのが表4である。8年間で65件の不正使用があり, 総額約15億円の不正が発生している。

その約3分の2は, 2015年度と2019年度に集中している。2015年度には「預け金」による不正が, 大阪大学情報科学研究所・大学院工学研究科で約1億8165万円, 東京工業大学で8764万円, 科学技術振興機構(JST)で9316万円も発生している。2019年度について

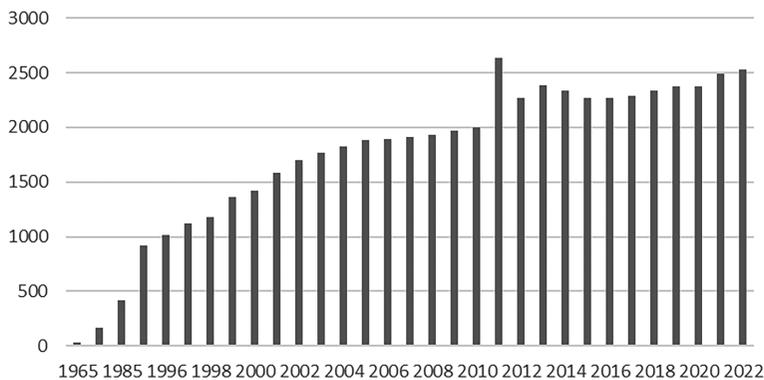


図1 科研費の予算額の推移 (補正額を含む/単位: 億円)
(出所) 日本学術振興会の発表資料を基に筆者作成

組織的な大学不祥事におけるメディア報道による不正認識の過程

は、京都大学霊長類研究所の不正金額が1件で5億円を超えており、この不正に加えて前述の論文不正もあり、長年続いた世界的な研究所は組織再編されることになった。次に不正額が多い年度は2017年度であるが、これも京都大学大学院薬学研究科の不正な預け金が1件で約9431万円であることによる。この件で該当教授は逮捕され、実刑判決を受けた。

それ以外にも、北海道大学から九州大学まで、53の研究機関と国公私立大学の名前が挙がっている。不正の内容は、2015～2018年頃は「預け金」や「カラ出張」「品名替え」が多かったが、2020年以降は「目的外使用」や「旅費の虚偽請求」が増えている。

ほぼ全ての事案で調査結果は大学等の公式サイトで公表されている。その際に該当者の氏名を公表するケースも多く、65件中40件が氏名公表有となっている。記者会見も9件が行われている（件数は公表分のみ。後述のようにこれ以外にも会見を行っている場合もある）。記者会見を行ったと公表しているのは、約900万円のカラ給与（2015年度／大阪大学）、約1億8160万円の預け金（2015年度／大阪大学）、約811万円の不正絵請求（2015年度／物質・材料研究機構）、約8764万円の預け金（2015年度／東京工業大学）、約1124万円のカラ出張（2017年度／京都大学）、1049円のカラ謝金等（2018年度北九州市立大学）、約24万円の旅費の虚偽請求（2021年／大分大学）、約286万円のカラ雇用（2021年度／滋賀県立大学）、約30万円の目的外使用（2022年度／北九州市立大学）の9件である。年金額の大きい事案ほど謝罪会見を行う傾向にあるが、近年は数十万円の不正でも会見を行う大学が出ている。

こうした現状に即して、文科省は2021年2月、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の改正を行った。前書きには大臣名で、2007年にガイドラインを策定し、2014年には改正を行い、公的研究費の不正使用防止に関する取り組みを行ってきたが、今も不正が発生している現状を憂い、「研究費不正根絶のためには、各研究機関において全ての構成員の意識を高め、不正を起こさない、起こさせない組織風土を作り上

表4 研究機関における公的研究費の不正事案件数と不正の内容（2015～2022年）

	総数	不正額の総額	不正の内容（重複有り）							公式サイトに氏名公表	記者会見有
			預け金	カラ出張	カラ給与・謝金	目的外使用	品名替え	旅費の虚偽請求	その他		
2015	8	657,712,101	3	2	3	0	0	0	6	3	5
2016	11	101,740,734	3	1	0	0	6	0	5	1	0
2017	9	153,593,286	2	2	0	1	2	1	2	6	3
2018	5	15,108,357	1	1	1	1	0	2	0	5	1
2019	12	521,731,407	0	3	5	5	0	4	5	10	0
2020	4	3,611,564	0	0	1	1	0	0	3	2	0
2021	9	39,468,134	0	2	4	5	0	2	1	6	2
2022	7	12,821,283	0	0	1	4	0	2	3	7	1
総数	65	1,505,786,866	9	11	15	17	8	11	25	40	9

（出所）文部科学省公式サイトを参照して筆者作成

げることが極めて重要」とあり、コンプライアンスの重要性と研究者の意識改革を呼びかけている。

本節では、この約 20 年間の研究費の不正使用について、経過と報道内容をたどることで、研究費不正が報道で明らかになるケースが多いこと、かつては私的流用でなければ事件性は薄かったが、次第に学長による記者会見や該当教授の解雇や逮捕など重大案件に発展していることを明らかにしたい。

4-1. 徳島大学教授の有罪判決／東京医科歯科大学・千葉大学

研究費の不正使用は犯罪である、という認識ができたのは、徳島大学の不正が刑事事件になってからだといえよう。2002 年 1 月 28 日に徳島大学医学部教授が、厚労省の研究費を約 1000 万円不正に受給したとして、補助金適正化法違反で逮捕された。2 月 18 日には新たに約 2000 万円の不正受給があったとして再逮捕され、10 月 1 日には懲戒免職になっている。2003 年 1 月 16 日には徳島地裁の判決で、うその報告書を提出して研究費補助金の残金約 3100 万円をだまし取ったとして、懲役 2 年 6 か月、執行猶予 3 年の有罪判決を受けた。

これ以前も研究費の不正は指摘されることがあったが、カラ出張等による預け金や資金プールは、「必要悪」のように見られていた。

例えば、2000 年 7 月 25 日、朝日新聞 1 面トップで、東京医科歯科大学の教授らがカラ出張とアルバイトの虚偽申請を行い、科研費等の不正経理を行って資金プールしていたことが報じられた。教授ら研究員 5 人で札幌に出張したことにして 40 万円の公費を不正請求し、インドネシア大学の教授らを招いたパーティ費用に充てていたほか、大学院生のアルバイト代として 14 万円を申請したが、別の経費に流用されていた。この時点で記事には、「医師で公務員でもある歯学部の教授らが関与している不正経理が発覚するのは極めて異例」と書かれている。その後の調査報告書も出ていない。

また、2001 年 4 月 2 日に千葉大学は、大学院自然科学研究科の教授がカラ雇用などで文科省の研究費を 1740 万円も不正受給していたという調査結果を発表し、減給 6 か月（10 分の 1）の懲戒処分とした¹²⁹⁾。しかし「私的流用に使った可能性は低い」とあり、当時は私的流用でなければ情状酌量の余地があると見られていたことがわかる。

4-2. 東京大学医学部産婦人科教室

2002 年 12 月 25 日の朝日新聞で、東京大学医学部産婦人科教室の教授が、科研費などを不正使用し、大学院生らへの謝金で教授室の改装費などに充てていたことが報じられた。教授は内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）が精子などに及ぼす影響についての権威で、東宮職御用掛に任命されている有名教授だったこともあり、社会的注目が集まった。

2003 年 1 月 31 日、同大医学部の調査委員会は「不正流用や不適切な補助金の運用は約

組織的な大学不祥事におけるメディア報道による不正認識の過程

2252万円にのぼる。教授の責任は重大だ」とする報告書を発表して記者会見を行い、報告書以外に291ページに及ぶ参考資料を配布した。不正経理の中心は、研究に協力した大学院生や教官、非常勤職員に対する謝金を教授名義の口座に拠出させる方法で、5年間で総額約2252万円を教授の口座にプールしたり、研究室で現金のまま管理していた。科研費で認められていない備品の購入（約24万円）や研究室の改修（約90万円）に使われたほか、謝金で受領を確認できないケースが4件（計約48万円）、領収書がない備品の購入も28件（約5万円）あった。堤教授名義の口座などから支出されていたが、「私的な流用の有無を書類で確認できなかった」という。翌日は各紙が一斉に報道した。

6月3日、東大は評議会を開き、教授を停職1カ月とする懲戒処分を決め本人に通知したほか、当時の医学部長で現副学長の教授を文書による嚴重注意、教授が助教授時代の担当だった教授を口頭による注意処分とした。しかし同日夕刊で、この研究室が、1999年度、東京都内の医薬品販売会社に約95万円の検査試薬を架空発注していたことが報じられる。会社側は実際には試薬を納入せず、教授に300万円を寄付していた¹³⁰⁾。

東大は教授に対し、不適切な経理のうち重大な不正があった約800万円を、補助金を拠出した厚生労働省と環境省に返還するように命じた。国庫への返還総額は同教授名義の口座の残金などを含めると、約1486万円に上る¹³¹⁾。

10月21日、東大の評議会は、教授を停職6カ月とする懲戒処分案を了承した。教授は東宮職御用掛も辞任した¹³²⁾。

4-3. 他大学医学部（愛媛大学・東京慈恵会医科大学・日本医科大学）

この後、他大学医学部でも、多くの研究費不正が指摘されるようになる。

2003年10月25日には愛媛大学が、医学部の教授が科研費1370万円を不正使用していたと発表した、12月25日には該当教授を停職2カ月の懲戒処分とし、「私的流用はなかった」と発表している。同大学ではその後も続報があり、2005年2月17日、別の医学部教授ら12人も補助金の不適切な会計処理を行っていたとする調査結果を発表し、嚴重注意とした。このうち4人は、補助金の次年度繰り越しを行っており、同大はこの4人から計714万円の返還を求めた。教授らは「ルール違反の認識はなかった」と話している¹³³⁾。

2004年1月25日には、「朝日新聞の調べでわかった」として、東京慈恵会医科大学で文科省の科研費の不正受給があり、少なくとも1996年度から13人、計1550万円に上ると報じられた。第一外科の教授は「私が使途を指示した」と認めている。4月30日には、同大の専務理事が文科省に対し、同大の中核部門である学事部が主導して、取引業者にカラ伝票を切らせていたことを認め、謝罪した。6月18日、記者会見で学長は、プール金がさらに計4社にあったこと、不適切使用は約9300万円で、4年間の補助金の全額約1億7600万円を文科省に返還すると申し出たと発表した。さらに10月29日には、1996年度から8年

間の不正受給や不正使用は 251 件で、総額約 4 億 1200 万円に上るという学内調査の結果を文科省に報告する。教授（すでに辞表を提出）を出勤停止にするなど、12 人を懲戒処分とした。学長も給与の一部を自主返上する。不正受給があったのは、外科学、小児科学、心臓外科学など約 20 講座である¹³⁴⁾。

2005 年 1 月 19 日、文科省は、1996～2003 年度に同大が受け取った 416 件、計 3 億 9920 億円を不正受給と認定し、返還命令を出すことを決める。返還対象者は 188 人に上り、積極的に加担した研究者 74 人については、科研費の受給資格を最長 5 年間停止する¹³⁵⁾。まさに「組織ぐるみ」の悪意なき不正使用といえる。

2004 年 11 月 10 日には毎日新聞夕刊で、日本医科大学の老人病研究所の教授が科研費約 6000 万円を不正に使用していたと報じられた。実態のない業務を健康診断請負業者に委託したことにして、補助金を研究補助員の給与に流用し、学内の調査委員会から業者が聴取される直前、教授は「口裏合わせ」を業者に頼んでいた。同日夕方には学長と医学部長が記者会見を行い、報道内容をほぼ全面的に認めた。この教授は 12 月末に論旨免職処分を受けたが、さらに 1999～2004 年度に、文科省の科研費など 3 種類の補助金を不正プールしていたことがわかり、同省は日医大に対し、不正受給した約 4 億円を返還するよう命じている¹³⁶⁾。

4-4. 東京大学文学部（副学長）

2003 年 8 月 5 日、朝日新聞 1 面トップで、東京大学文学部教授の広報担当副学長が、カラ出張をしていたことが報じられる。前項の産婦人科教授の不正に関する調査委員会報告書を発表し、大学の代表として謝罪会見に出席していた著名な教授である。現地調査の旅費として、40 回分（約 900 万円）の旅費のうち、5 回分（約 70 万円）は実際に行っていなかった。また大学院生らと一緒に調査したようになっていたが、実際には大学院生が 1 人で 1 回行っただけで、11 回分（約 420 万円）がカラ出張だった。発覚を受けて副学長は辞任願を提出しており、報道当日午前中に学長が記者会見を行い、各夕刊紙は一斉に報道した。

8 月 8 日の朝日新聞社説では「東大はさらけ出せ 補助金流用」として、科研費の総額が 10 年前は総額 736 億円だったが、2003 年度は 1765 億円と倍以上に増えたことを挙げ、政府が毎年着実に増やし、使い道の制限もゆるやかになったが、研究者の間には「私的流用さえしなければ経理操作はやむをえない」という考え方が根強くある、と指摘している。

この時期、国立大学は、2004 年 4 月の独立法人化を控え、多くの経理面での不正が発覚している。東京大学だけでも研究費の経理において、「預け金」による不正処理が、2004 年度だけで総額 30 億円も発生している。国税局は計約 7500 万円を追徴課税し（重加算税含む）、東京大学は修正申告した¹³⁷⁾。

4-5. 早稲田大学理工学術院

2006年6月23日、早稲田大学は総長が記者会見を行い、同大理工学術院の教授が国の研究費の一部を不正流用したと認定した調査結果を発表し、謝罪した。流用総額は少なくとも1472万円で、アルバイトの実態がないのに学生の口座に振り込み、その後に自分の口座に振り込ませていた。そのうち、教授個人名義の投資信託口座で運用されていた900万円を「私的流用」と認定し、教授を懲戒処分し、流用分の返還を求めた。翌24日には各紙が報じている。

文科省は24日、教授の同省に対する研究費の応募資格を2～5年間停止することを決め、それが同日の読売新聞夕刊で報じられた。26日には早大に立ち入り検査に入り、不正防止の指針をつくるためのチームを省内に発足させた¹³⁸⁾。

同月27日、2004年にはすでに学部内調査が行われ、「問題なし」として学部内で処理するという了解が得られたと大学側に提出したはずなのに、それが大学には伝わらなかったという経緯が報じられる。しかし逆に、23日付の中間発表は捏造であって名誉棄損である、と再調査を求めていることも報じられた¹³⁹⁾。27日夜には、調査報告書に反発する教職員約150人が集会を開いて「早稲田の戦後最大の危機」と総長らに真相解明を求めるなど¹⁴⁰⁾、総長選挙の直前であったこともあり、学内は騒然となった。

6月28日、早大は再び記者会見を行い、総長を役職手当3か月分の減俸処分にする、当該教授が辞表を出したこと、理工学術院長ら4人を嚴重注意にしたことなどを明らかにし、翌日は各紙が報道した。日本経済新聞は6月29日付の社説で、「研究不正に潜むバブル体質」として、「科学技術予算が急増した十年前から各省が熟慮もせずに研究費をばらまき、バブルの風潮を助長した」ことを前提に、(大学の研究者は)「巨額資金を与えられ、金もうけを促されるようになれば、金銭感覚や公私のケジメ、モラルが危うくなくても不思議はない。公費流用も成果を苦し紛れにひねり出すデータねつ造も、資金の集中する研究者に目立つから、助成の仕方に構造的な問題があるといえ、改善が必要だ」と指摘している。

その後、7月2日には、架空取引の疑いも判明した。2002～2004年、研究費の一部2300万円が試薬代などとして教授が非常勤取締役の名を連ねる企業に支払われていたが、調査では、対応する納品書が確認できなかった。この教授は2期4年間、総合科学技術会議議員を務めており、科学界のリーダー的存在で、「スター研究者」だった。「研究費をプールすることは、長い間、全国の大学では『必要悪』として行われてきたといわれる。研究費の年度繰り越しが財務省の方針で認められなかったからだ¹⁴¹⁾」と同情的な論調も見られる。

7月12日、早大は調査結果を発表し、同教授とバイオ関連企業の間で約2480万円の架空取引があり、架空アルバイト代と合わせて研究費の不正は約4000万円に上ると発表した(毎日新聞2006年7月13日)。10月6日には、総長が記者会見し、1億8569万円を国に返還すると発表した。同教授の研究室と90社の取引で、不正がなかったと証明できない金額

を全て返還することとした。当該教授は1年の停職処分とし、辞表を受理する¹⁴²⁾。

12月22日、文科省と経産省は、当該教授に支給された研究費など総額約2億1200万円の返還を求めることを決めて早大に通知した¹⁴³⁾。さらに2007年3月29日、科学技術振興機構でも、同教授への新たな約3000万円の不正受給が見つかったと発表した。不正額は最終的に計2億2400万円となった。当該教授に対しては研究費の申請資格を4～5年間停止、不正に関わった業者6社は3か月の取引停止と不正額の返還を求めた¹⁴⁴⁾。この事件後、文科省は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を策定した。

4-6. 東北大学多元物質科学研究所・電気通信研究所

2008年3月7日、朝日新聞で、東北大学の教授らが、年度内に使い切れなかった科学研究費などをプールするため、業者に架空の請求書を作成させるなどの不正経理を行っていたことが報じられた。発覚のきっかけは、仙台国税局による消費税の税務調査だった¹⁴⁵⁾。東北大の内部調査で、多元物質科学研究所と電気通信研究所の教授ら4人が、2001年以降に66回、計約2517万円を不正にプールしていたことが明らかになった。具体的には、実験装置や薬品などの備品・消耗品を購入したとする架空の納品書や請求書を取引業者に作成させ、代金分を取引業者に「預け金」として渡していた。教授らは「研究費を確保しようとした」などと説明、私的流用はなかったと話した¹⁴⁶⁾。3月31日、東北大は、教員4人に停職1～4か月の懲戒処分を行ったと発表し、監督責任を怠ったとして、所長を訓告とした¹⁴⁷⁾。

4-7. 名古屋大学医学部保健科

2009年6月29日、名古屋大学は副総長が記者会見を行い、医学部保健学科の男性教授が国からの研究費約35万円を、腕時計や自転車、炊飯器の購入などに私的流用していたと発表した。大学は前年9月から、全教職員と取引業者445社を対象に研究費の不正使用がないか調査していた。この教授は2002～2004年度、実際には購入していない消耗品の請求書を名古屋市内の物品納入業者につくらせる形で、計256万円余りを「預け金」として同社にプールしていた。教授は調査に対し、「年度内に使い切れない研究費などを、年度をまたいで使うためだった」と説明したが、同社の協力で納品実績を調べたところ、腕時計などの私的流用が見つかった。すでに退職した医学系研究科元教授も同業者に、計562万円余の「預け金」をつくっていたが、私的流用はなかった、と報道されている。環境医学研究所の元教授と医学系研究科の元講師が、2006年度に業者に委託した遺伝子検査が終わっていないのに、結果が納入されたように見せかけて不適切な会計処理をしていたことも発表した¹⁴⁸⁾。

4-8. 和歌山県立医科大学

2010年2月25日、和歌山県立医科大学は理事長らが記者会見を行い、2002年度から

2007年度までの6年間に国から交付された研究補助費などで1億2144万円の不適正支出があり、教授ら51人がかかわっていたと発表した。架空の代金を納入業者に支払ってプールし、翌年度以降の物品購入にあてる「預け金」などの手法をとっていた。大学は、51人のうち在職中の35人を処分した。新年度から理事長（学長）に就任する教授が最も多い約3100万円分にかかわっており、停職1カ月の懲戒処分となった。2008年3月に会計検査院の指摘を受け、内部調査していた。

医学部の教員約330人中51人が関与していたことに、理事長は、不適正支出が「慣習的に行われていた」との見方を示した。不適正支出があったのは、文科省や厚労省、独立行政法人から交付された科研費や委託費などで、架空の代金を納入業者に支払ってプールし翌年度以降の物品購入にあてる「預け金」が3298万円、研究費で買えない高額器具などを消耗品名目で買うなどする「付け替え」が455万円、納入された物品と請求書の中身が合わない「書き換え」が8392万円で私的流用はなかった。

2011年4月21日、同大は、国側への返還を3月末までに終えたと発表した¹⁴⁹⁾。なお、懲戒処分となった教授は、その後、理事長（学長）に就任している。

4-9. 山口大学医学部・工学部

2010年1月28日、読売新聞で、山口大学の医学部と工学部の教授らが、大学の取引業者に物品を架空発注するなど、不正経理を繰り返していた疑いがあると報道した。教授らは架空発注した物品の代金を研究費から支出して業者に支払い、「預け金」として保管を依頼したほか、領収書や納品書を改竄して、仕入れた品物より高い品物が納入されたことにして、差額を業者に預けていた。1人で数千万円の不正を繰り返した疑いがある教授もいた。

午前中に山口大学の学長は取材に対して不正経理があったことを認め、他紙も夕刊で後追いついた。2009年10月に広島国税局が山口大を対象に行った税務調査と取引業者への調査で発覚し、同大は12月に調査委員会を設置し教授らから聞き取り調査を進めていた。

2月10日、納入業者との約1億3000万円の架空取引を認めた工学部の教授に懲戒解雇の処分を通告していたことが報道される。2004年9月～2009年12月に業者1社に消耗品の実験器具を発注したように装い、実際は1台4万～90万円のデジタルカメラ約100台とパソコン約170台（計1億3000万円相当）を購入し、納品後にこの業者が下取りするなどの形で中古市場で売買し、少なくとも約2000万円を私的流用していた。山口大が9日に教員への懲戒処分を検討する教育研究評議会を開き、評議員が教授と面談して、不正購入したデジタルカメラ約20台が転売されていた調査結果を伝えると、教授は私的流用を認めたという。

この教授は次期工学部長に選任されていたが辞退した¹⁵⁰⁾。また、不正が疑われる教員が理系の4学部で40人以上いることがわかり、調査結果の公表は延期された¹⁵¹⁾。さらに4月9日、大学院医学研究科の教授が物品の架空取引で研究費約930万円を業者に預け、不正に

使用していたとの調査結果を文科省に報告した。また、前医学部長の教授も、1業者に科研費約165万円をプールさせたとして停職1か月の懲戒処分を受けていたが、さらに別の1社に架空の納品書などを作成させる手口で約200万円をプールし、ほとんどの金を2005～2006年度に消耗品購入に使っていたことも新たに判明した¹⁵²⁾。

9月10日、山口大は記者会見を開き、教職員31人が不正に関与し、裏付けがとれた不正総額は1億8956万円に上るとの調査結果を学長が発表した。31人のうち26人を解雇や停職などの懲戒処分とした¹⁵³⁾。11月16日、山口地検は元教授の研究室を詐欺容疑で家宅捜索し、強制捜査に着手した。なお同大は、架空発注などで約1億3000万円分の不正に関与した元教授を2月に懲戒解雇し、6月に告訴していた¹⁵⁴⁾。

2011年4月8日、経産省は、同省が管轄する研究事業で交付した補助金の返還請求などの処分を発表した。不正に関与した山口大医学系と理工学の大学院研究科教授ら5人に対して、2005～2006年度に交付した補助金計約264万円の返還を大学側に求め、12～15年度は研究資金の申請を受け付けない。また、医学系と理工学の大学院研究科への補助金交付を8日から1年間停止した¹⁵⁵⁾。9月1日、山口大は、懲戒解雇した元教授に対し、総額約1億4367万円の損害賠償を求めて山口地裁に提訴した¹⁵⁶⁾。

2012年1月20日、山口地検はこの元教授を詐欺容疑で逮捕した。ここで初めて氏名が公表された。光学機器商社と共謀し、2008年11月～2009年10月に、発光ダイオード(LED)を同社に発注、納品させたように見せかける虚偽の書類を大学に提出し、2009年に80回にわたって計2394万円を商社の口座に振り込ませていた。地検は、パソコンなど約2400万円分を転売して得た金が遊興費に充てられたことを確認し、逮捕に踏み切った。この教授は、1997年に旧通産省が主導し、次世代型照明の開発を目指した国家プロジェクトのリーダーになり、2004～09年は、研究に専念できる環境が与えられる研究特任教員を務めていた。山口大赴任後に科学研究費補助金は約3000万円を獲得したほか、2005年からの5年間で、家電メーカーなどから計約3億2000万円の研究助成金を受けた。ほかにも、1998年から2009年に120件を超える共同研究や受託研究を受け入れ、その研究費は総額で約13億3000万円に上ったという¹⁵⁷⁾。

2014年2月14日、山口地裁は元教授に対し、「大学の損害額は多額で犯行は重大で悪質だ」などとして懲役2年6か月の判決を言い渡した¹⁵⁸⁾。

4-10. 全国大学の「預け金」等の実態調査

2011年7月29日、「朝日新聞が入手した業者の内部資料」として、60大学の教授ら約330人の預け金リストが掲載された。「関東を中心とした計約60大学・短大の教授ら約330人が、出入り業者に研究費を預ける不正経理をしていた疑いがあることが、朝日新聞が入手した業者の内部資料でわかった」というもので、預け金の総額は7億円を超える。最も古い

日付の入金は1990年代にさかのぼるが、預け行為はそれ以前から続いていたという¹⁵⁹⁾。

同日の記者会見で高木義明文科相は、「早急に事実を解明し、再発防止に取り組んでほしい。全国の大学についてもチェック体制がどうなっているかを含め、調査してもらいたい」と述べた。こうして文科省の「全国の大学を対象に不正行為の有無を確認するよう週明けにも通知を出す方針」が示されたのである¹⁶⁰⁾。こうして公的研究費を受け取っている大学、短大、独立行政法人など約1200機関は、文科省に自己申告することになった。

不正経理の原因は、「単年度会計の弊害」という構造的な問題を指摘する声も報道される。ある国立大学教授は「研究が道路工事ようになってしまっている」ため、年度末が近づくと、研究費を使い切るために無駄な実験や消耗品の購入を増やす。「予算を消化しなければ、次年度は削られる。預けて有効活用した方が本来の目的に沿う」という。これに応じて文科省は、2011年度より、科研費2633億円のうち、853億円分を基金化し、最長5年にわたり、予算を次年度に繰り越したり、前倒して使ったりできるようにした¹⁶¹⁾。

2012年3月2日、文科省は調査結果を公表した。調査対象とした2008年度以降の不正経理は、少なくとも8校594万円で、調査過程で見つかった2007年度以前の不正も、少なくとも21の大学などで7263万円に上った。大学名は全て公表されている¹⁶²⁾。

2013年4月26日、文科省は、「預け金」や「プール金」といった公的研究費の不正使用が、全国の大学など46の研究機関で計約3億6100万円あったという最終結果を発表した。関与したのは計139人で、2012年3月の中間発表時より大幅に増えた。私的流用は、自宅のエアコン購入に使った愛知大の教員のほか、京都大、関西学院大等で新たに判明した。最も多いのは、北海道大の約1億6800万円（後述の事例参照）、次いで日本大の約4700万円である。文科省の研究費使用指針施行後の2008年度以降は、不正使用は19機関で計約1億7200万円だった¹⁶³⁾。

さらに2013年11月、文科省が全国の国立大学と全国の大学共同利用機関計90法人の業務実績を調べたところ、架空の物品発注で業者に代金を「プール」する「預け金」など研究費の不適切な経理処理が、北海道大、静岡大、京都大、情報・システム研究機構の4法人で確認された。北大は教員35人が関わり、2007年から11年度に2億2370万円の不適切な経理処理があった。静大は教員1人がカラ謝金で205万円をプールし、京大は2007年度以前に教員1人が33万円、2008年度以降に3人が103万円の預け金を行っていた¹⁶⁴⁾。

こうした文科省の全国調査が行われている中で、次のような不適切な研究費使用は何度も報道され、次々と「預け金」などの慣習が、「不正」として懲罰対象となっていった。

4-11. 帯広畜産大学

2011年8月5日、帯広畜産大学は、年度内に使い切れなかった農水省などの公的研究費を翌年以降に使うためプールする「預け金」など不適切な会計処理総額が、2002～2007年

度で約4億5600万円に上るとする最終報告を発表した。このうち約3600万円を私的流用と判断した。中には海外出張に同行した配偶者の旅費約38万円を支出したケースがあった。同大は前年9月、札幌国税局から不適正な経理を指摘され、調査の結果、同12月に約1億5600万円の不正が判明し、教授1人の論旨免職を含む32人を処分していた。その後も調査を続け、現職34人と、転退職した20人の計54教員の不正が発覚した。農水省は4年間、同大の研究費の応募や参加を停止する措置を取った。学長は「大学の信用を損なうだけでなく、科学研究振興体制そのものを揺るがしかねないということを強く自覚し、再発防止に取り組みたい」とのコメントを出している¹⁶⁵⁾。

4-12. 東京工業大学工学部

2011年7月28日、東京工業大学は、副学長が、次期学長の就任を辞退したと発表した。6月30日に10月からの学長就任が決定していたが、研究費の一部を取引業者に預けるなど不適切な経理処理を行っているという外部からの指摘があり、調査委員会を設置して調査を始めていた¹⁶⁶⁾。10月4日には別の教授（工学部長）が次期学長に決定した。

10月21日に同大は、前述の副学長を、文書による嚴重注意処分にしたと発表した。不正経理は、物品の架空発注などで研究費を取引業者にプールする「預け金」の手法で、副学長は、「『預け』に対する私自身の認識の甘さと研究費にかかる管理監督が不十分だった」というコメントを発表した。「朝日新聞が入手した取引業者の資料」によれば、副学長は教授時代の2004年3月までに、少なくとも630万円を業者にプールし、2008年11月までに11回にわたってパソコンやカメラなどを購入したとの記述があった。大学の調査で確認できたのはこのうち1回分だが、東工大は、経理担当として関与した准教授も嚴重注意処分にした。そして同日、同大は、10月24日付で予定していた工学部長の学長就任を延期すると発表した¹⁶⁷⁾。

2012年1月29日、同大の特別調査委員会は、学長就任予定の教授（工学部長）の研究室で約127万円の「預け金」があったと発表した。「当初から預け金を意図したものではない」と結論づけたが、2012年2月17日、同教授は、学長候補の辞退届を提出した。2人目の学長辞退である。3月30日、同大は、この教授を嚴重注意し、研究室で不正経理に関与した教員を戒告の処分にしたと発表した¹⁶⁸⁾。

2012年6月29日に新学長が選出され、10月1日に就任した。しかし2011年度の文科省の「国立大学法人評価委員会」の評価結果で、東工大は、全90法人中唯一、業務運営面で「重大な改善事項がある」（5段階の最低評価）と指摘された。研究費の不正経理をめぐり、学長候補者の辞退が2度繰り返され、新学長を長期間選出できなかったため、法人の自律的運営に問題があるとして、「重大な改善事項がある」とされたのである。2005年の評価開始以来、「重大な改善事項がある」が出されたのは初めてである¹⁶⁹⁾。

4-13. 北海道大学

2011年7月、北海道大学は札幌国税局から「取引先企業に預け金のある可能性がある」との指摘を受け、主要取引先企業約700社に対して預け金の有無をアンケートしたところ、10社以上が預け金の存在を認めた¹⁷⁰⁾。

2012年12月21日、北大は、公的研究費の不正経理について調査した結果、2007年度以降の5年間に、少なくとも教員35人が約2億円の不正経理に関与していたという中間報告を発表した。2012年1月に調査委員会を設置し、2007～2011年度の5年間の公的研究費について、約100人の教員から聞き取りを実施した。関与した教員らは、物品を購入したように装う架空発注をするなどして、年度内に使い切れなかった公的研究費を「預け金」として取引業者にプールさせ、別の研究費や備品購入費として使われていた。総長は「不正に厳正に対処し、全学挙げて信頼回復に努める」とするコメントを出した¹⁷¹⁾。

2014年7月15日、北大は記者会見を行い、総長が最終報告を発表した。架空発注による「預け金」などの不正総額は約5億3000万円に上った。関与した教員は現職が56人で、退職・転出した教員3人を合わせると59人になる。不正経理は「預け金」が全体の9割で、残りは架空発注して別の実験器具などの費用に充てる「品名替え」だった。処分の内訳は、停職2カ月が15人などである。業者から提出された帳簿に名前が記載されていた教員は390人もいて、「(処分は)氷山の一角だ」という大学関係者のコメントも紹介されている。退職者3人のうち、遺伝子病制御研究所に勤務していた元教授は、1600万円以上の私的流用の疑いがあり、すでに2013年6月に同大は刑事告訴し、11月13日には記者会見を行って、北海道警に詐欺容疑で刑事告訴したことを明らかにしている¹⁷²⁾。

2013年12月27日、北大は、同大遺伝子病制御研究所の元教授を実名で公表し、出入り業者「関販テクノ」と共謀し、不適切経理額が約4916万円であり、そのうち少なくとも1600万円を、約20万円の腕時計や車検費用などに、私的流用していた可能性があると発表した。元教授は大学が処分を出す前の7月に退職した。北大はまた、告訴した元教授を除く教員43人の不適切経理の概要や処分内容も発表した。多くが預け金を使って研究機器を購入したり修理したりした例である¹⁷³⁾。

なお、元教授と試験用薬品販売業者の関係者3人は2000万円の詐欺容疑で書類送検されたが、被害金の一部を弁済したことで北大は告訴を取り下げ、不起訴となった¹⁷⁴⁾。

大学総長は、一連の不正経理の原因について、「不正経理が慣習化していた」「科学研究費を巡る環境は大きく変化したにもかかわらず、教員の意識が変わっていなかった」「教員と業者の馴れ合いが続いてしまった」と語っている¹⁷⁵⁾。

4-14. 北海道教育大学

2012年2月8日、北海道教育大学は、公的研究費の一部で不適切な経理処理が行われた

疑いがあるとして、調査委員会を設置したと発表した。前年秋以降、ほぼ全教職員にあたる約 860 人、研究機器や事務用品など取引のあった業者約 2400 社を対象に書面で調査した結果、2 業者から、物品が納入されていないのに代金が支払われプールする「預け金」があったとの報告を受けた¹⁷⁶⁾。

2012 年 12 月 21 日、同大は教授と元教授の 2 人について、計 347 万 2000 円の不適切な経理処理があったと発表した。札幌と東京に本社がある理化学用機器の販売業者 2 社がかかわっていたという。元教授は 3 月末に辞職している。教授は 2007～2010 年度に 82 万 2000 円を「預け金」としてプールし、翌 2011 年度までの間に研究用の備品や消耗品などを買ったり、研究のための旅費に使ったりした。また、出張の際、大学から旅費が支給されているのに預け金からも支出したり、家族名義の宿泊代を預け金から支出するなど、計 20 万 3000 円の私的流用があった。元教授は、2006～2009 年度に「預け金」など計 265 万円の不適切な経理が明らかになったが、私的流用は認められなかった¹⁷⁷⁾。

2013 年 3 月 29 日、同大は別の教授が約 82 万円を「預け金」としてプールし、約 20 万円を私的に流用したとして、停職 6 カ月の懲戒処分にしたと発表した¹⁷⁸⁾。4 月 9 日、北海道経済産業局は、同大学の公的研究費の不適切な経理処理が約 56 万円あったとして、同日から 1 年間補助金交付を停止すると発表した¹⁷⁹⁾。

なお、同大は、2011 年 5 月の学長選挙でも問題があり、再任された学長の対立候補の教授らが、国と大学に学長任命の取り消しを求めて提訴している。2013 年 4 月 24 日、札幌地裁は請求を棄却し、教授らは控訴したが、2014 年 2 月 21 日に札幌高裁が請求を棄却した¹⁸⁰⁾。複数教授の不正発覚や裁判で、組織内の倫理観や一体感が欠如していると考えられる。

4-15. 京都大学大学院薬学研究科

2012 年 6 月 29 日、毎日新聞の 1 面で、京都大学大学院薬学研究科の教授が、新薬の研究開発に絡んで、医療機器販売業者に「預け金」を不正にプールさせていたことが報じられた。東京地検は 5 月下旬に業務上横領の疑いで京大など関係先を捜索しており、教授は 6 月 28 日付けで大学を辞職した。この教授はゲノム創薬の第一人者で、京大の最先端創薬研究センター（小児医療や産科の国内有数の拠点）のセンター長を務めており、ノーベル賞受賞者の田中耕一島津製作所フェローを中心とする国の最先端研究開発支援プログラムのうち、2 つでリーダーだった¹⁸¹⁾。

前年秋に業者が倒産した際、センターが業者に約 3 億 8000 万円の債権を持っていることが判明したが、センターとして把握していない債権だったため、研究費を不正にプールした「預け金」の可能性が高いと見られていた。元教授は 1991 年から 2003 年まで勤務し、小児薬理研究部長や薬剤治療研究部長を務めた。センターは業者から債権の通知を受け、2011 年 11 月から 2012 年 3 月にかけて、元教授ら退職者を含む百数十人を調査した¹⁸²⁾。

7月8日、毎日新聞が京大に情報公開請求して応じた内容を報道する。最先端創薬研究センターや研究室など、元教授が研究費を管理できる部署における2004年度以降の8年間の取引記録で、契約日、業者名、品目、金額などが記載されていた。元教授は186業者・個人と金銭をやりとりしていたが、取引件数の約4割(4713件)、金額ベースでは5割以上(総額9億7175万円のうち4億9702万円)が、「預け金」をしていたとされる医療機器販売会社に集中していた。大学関係者は、「問題の会社は消耗品から実験機器まで一手に引き受けており、元教授との関係はかなり特殊。学内では『元教授のお抱え業者』という認識だった」と元教授と同社との特異な関係を証言した。この医療機器販売会社は世田谷の「メド城取」で、同社は元教授が2002年5月に同センターの薬剤治療研究部長を兼務したまま京大に着任すると、2003年7月に京大薬学部の近くに「京都オフィス」を開設したが、2011年10月に経営破綻した¹⁸³⁾。

同日8日には読売新聞も、元教授が預け先の医療機器販売会社から、私的な海外旅行の費用など数百万円分を肩代わりしてもらっていたことを「関係者の話」として報じた。2011年9～10月に知人ら数人で米国を約1週間旅行したが、航空券代など50万円以上を同社が負担した。旅行費用の肩代わりは以前も数件あり、負担額は数百万円に上る¹⁸⁴⁾。

7月31日、入札で業者に便宜を図る見返りに、私的な旅費や飲食費など約622万円を負担させた疑いが強まったとして、東京地検特捜部は元教授を収賄容疑で逮捕し発表した¹⁸⁵⁾。

同日夕方、京大の3人の副学長らは緊急会見を開き、「社会をお騒がせし、国民ならびに関係者に深くおわびする」と謝罪した。大学はこれまで、研究費の「預け金」について文科省に「なし」と回答していたが、退職者を含め1万人を対象に再調査し、9月初めにも結果をまとめるという。記者会見を受けて、8月1日の各新聞は一斉に大きく報道した。

例えば朝日新聞は、京大が情報開示した内容を報道しており、元教授が主体となった研究で、同社が受注した額は資料が残る2004～2011年度までの8年間で計約4億2030万円(前述の毎日新聞の報道とは若干の誤差あり)で、2004年度と2005年度は年間で1億円を超えていたという。総額に占める受注の割合も、2004年度で約75%、2005年度で約64%と高く、8年間の平均で約51%と半分は同社が受注していた。ここでも元教授と同社の親密ぶりは周知の事実だったことが書かれ、「取引がメド社に集中していると聞いていたので、今回の捜査に『ああ、やっぱり』と思った」という大学関係者のコメントがある¹⁸⁶⁾。毎日新聞は、元教授が贈賄側から提供されたクレジットカードを使い、学生との懇親会代金などに充てていたことも報じており、逮捕容疑となった賄賂計約622万円のうち約476万円は、このカードを利用した飲食や買い物代の肩代わりだったとしている¹⁸⁷⁾。

逮捕容疑は、2007年9月～11年6月まで、計307回にわたって飲食や電気製品などの購入代金が、同社の法人口座から引き落とされていたことである。2005年3月～2007年8月にも業者のカードを利用していたが、収賄罪の公訴時効(5年)が成立している。他にも家族分を含めた計3回の海外旅行代金も肩代わりしてもらっていた¹⁸⁸⁾。また、2011年9月、

贈賄側に代金を肩代わりさせた海外旅行で米国を訪れ、「イグ・ノーベル賞」授賞式後の懇親会に出席していたことも「大学関係者への取材」でわかったと報道された¹⁸⁹⁾。販売会社は元教授への資金提供を、会社の支出として帳簿に記載しており、プールしていた「預け金」とは別の形で業者が管理していたことから、元教授への賄賂だったと判断された¹⁹⁰⁾。

8月21日、東京地検特捜部は元教授を起訴し、また別の収賄容疑で再逮捕したと発表した。元教授は入札でメド社に有利な扱いをした謝礼などの趣旨で、2007年11月～2011年9月に新幹線の回数券や商品券の形で、計約247万円の賄賂を受け取っていた疑いがあるという。元教授が必要になった際のほか、定期的に渡されており、特捜部は元教授が私的な旅行などで使っていたと判断した¹⁹¹⁾。

2014年2月17日、東京地裁は懲役2年の実刑と求刑通りの約940万円の追徴金の支払いを命じた。元教授は、利益供与は賄賂ではなく、研究費をプールする「預け金」だったと無罪を主張したが、判決理由では「職務行為を利益提供の間には賄賂性がある。反省の態度も示していない」とされた。2015年2月26日の控訴審でも東京高裁は、懲役2年、追徴金約940万円とした一審を破棄し、懲役1年8か月、追徴金約940万円を言い渡した。2016年8月30日、最高裁は被告の上告を棄却した、実刑が確定した¹⁹²⁾。

2017年4月18日、京大は、元教授を懲戒解雇相当に認定したと発表した。認定は2月28日付で、「大学の信用を傷つけた」として、差し止めていた退職金は支給しない¹⁹³⁾。さらに京大は元教授に約1億5000万円の損害賠償を求め、2019年11月5日、京都地裁は請求通り全額の支払いを命じた¹⁹⁴⁾。

4-16. 東京大学政策ビジョン研究センター

2013年7月25日、東京地検特捜部は、東京大学と岡山大学から研究費をだまし取ったとして、東京大学政策ビジョン研究センター教授を逮捕し、自宅マンションなど関係先を家宅捜索した¹⁹⁵⁾。2010年2月～2011年9月にシステム販売会社の社長ら6人と共謀し、6社に研究調査などを発注したように装って、東京大学から1890万円、共同研究をしていた岡山大学から約290万円の、計2180万円を預金口座に振り込ませ、詐取した容疑である¹⁹⁶⁾。

同日夜には東大が記者会見を開き、コンプライアンス担当の副学長が「誠に遺憾。本当なら前代未聞」と謝罪し、同日付で調査委員会を設置した。日本分子生物学会の理事長も同日、東大に対して調査結果の公表を求める考えを明らかにした。下村文科相も、記者団に対して「報道が事実なら極めて遺憾」と発言した¹⁹⁷⁾。しかもだましとった研究費のうち、少なくとも半分以上を自身の親族企業に還流させていたことが判明した。8月14日、東京地検はこの教授を起訴し、2014年3月6日付けで教授は懲戒解雇された¹⁹⁸⁾。

2016年6月28日、東京地裁は懲役3年の実刑判決を言い渡した。2017年12月13日の東京高裁の控訴審では、被告が国に研究費の全額を自主返納したことから、懲役3年、執行猶

組織的な大学不祥事におけるメディア報道による不正認識の過程

予5年の判決となった¹⁹⁹⁾。

4-17. 東京工業大学生命理工学研究科

2014年1月10日、東京工業大学は、同大の名誉教授が、生命理工学研究科の教授だった2008年から退職するまでの約5年間、当時の秘書とともに研究費計約1900万円を不正に使用していたと発表した。翌日の新聞には一斉に報道が出る。架空発注して業者に「預け金」としてプールし、本来と異なる目的に流用していたもので、実験器具や試薬などを計67回架空発注し、国の科研費などで購入したように見せかけ、プールした研究費は、卒業生の口座の通帳に振り込ませ、秘書が引き出して使っていた。通帳は20人分に上る。同大は10日付で懲戒解雇相当とし、秘書も7日付で懲戒解雇の処分とした²⁰⁰⁾。

同年11月15日、警視庁捜査2課は、この元教授と元秘書の非常勤職員、取引先の化学製品販売業「東光化成」の役員らを詐欺容疑で逮捕した。2009～2010年に、研究用の試薬などの納品書や請求書を偽造し、東工大から研究費1490万円をだまし取った容疑である。詐取した資金は取引業者の口座にプールした上で引き出し、私的に使っていた²⁰¹⁾。

16日には、「警視庁捜査2課への取材で」、元教授が「詐取した金を車の購入費やカードの支払いに充てた」と供述していると報道される。「捜査2課によると」、元教授は発注したことを装うため、虚偽の請求書を作成するよう東光化成側に指示し、大学に代金を振り込ませ、「預け金」としてプールしていた。東工大では、この教授が定年退職後、内部調査で不正が発覚し、2014年1月に懲戒解雇相当として退職金の返還を求め、警視庁に相談した。学長は「研究費不正の防止対策を推進し、信頼回復に努める」とのコメントを発表した²⁰²⁾。

17日には、元教授が薬品などを架空発注する際、1回あたりの金額を教員の裁量で複数業者からの見積もりを取らずに発注できる50万円未満に抑えていたことが「捜査関係者などへの取材で分かった」と報道され、意図的な詐欺であることがあることが強調される²⁰³⁾。

18日には下村文科相が、閣議後の記者会見で「不正使用が確認された経費は返還を求め」とコメントしている。12月5日、元教授は起訴された²⁰⁴⁾。

2015年7月15日、東京地裁は元教授に、懲役3年、執行猶予5年を言い渡した。試薬製造販売会社の会社役員と元営業担当は、それぞれ懲役2年、執行猶予4年とした。判決理由で「公的資金について厳しい管理や運用が求められる中、巧妙な手口で多額の金を継続的にだまし取った」と指摘し、被害を弁償していることなどから執行猶予を認めた²⁰⁵⁾。

11月5日、文科省の国立大学法人評価委員会は、国立大と共同利用機関の計90法人が立てた2013年度分の中期目標、中期計画の評価結果を公表し、89法人は「計画的に取り組んでいる」と評価したが、東京工業大を一部項目で最低評価に当たる「重大な改善事項がある」とした。前述のように、2011年度分でも不正経理問題で長期間学長の選出ができなかったことを問題視され、「重大な改善事項がある」と評価されたが、再び研究費不正が発見

されたことで「大学を上げた不正防止などの取り組みが実効を挙げておらず、極めて深刻な事態」として最低評価となった²⁰⁶⁾。

4-18. 大阪大学：国際公共政策研究科・大学院情報科学研究所・工学研究科

2014年2月18日、下村文科相は記者会見で、研究費の不正使用があった研究機関に対し、不正をした研究者の氏名を含めた調査結果を原則210日以内に同省に報告するよう義務づけると発表した。研究費の不正防止に関するガイドラインを改正し、2014年度より、各研究機関に「コンプライアンス推進責任者」を設置するよう求め、不正に関する調査結果の報告が遅れた場合は、研究者個人への研究費を執行停止とするほか、在籍する研究機関全体の研究にかかる人件費などを削減することにした²⁰⁷⁾。

こうして前述のように、2015年度からは、公的研究費の不正使用は公表対象となり、預け金は激減した。にもかかわらず、大阪大学では3件の不正経理が発覚した。

①大阪大学国際公共政策研究科

2015年6月5日、大阪大学は、国際公共政策研究科の教授が2008年度からの6年間で、アルバイト給与の水増しなどで大学の研究費約900万円を不正受給していたと発表した²⁰⁸⁾。

②大阪大学大学院情報科学研究所

2015年12月25日、大阪大学と科学技術振興機構（JST）は記者会見を行い、同大学院情報科学研究所の教授と大学院工学研究科の教授、元助手の計3人が少なくとも1億446万円の研究費を不正に使用していたと発表した。取引業者3社に架空の物品代を請求させ、阪大や科学技術振興機構が支出した約2億円の研究費を「預け金」としてプールさせており、大半は設備修理費や消耗品の購入など別名目の研究費に使っていた。前年12月、監査室に情報提供があり、調査委員会を設置した。業者には調査段階で約1億7000万円の預け金が残っていた。阪大は2010年10月から研究費に関わる全取引の納品の確認を始めたが、教授らの預け金の大半はそれ以前に蓄えたものであった。このほか、研究室で作った実験材料を教授が関与して設立した会社が作ったように装い、研究室で買い取る偽装取引も行い、大学から支出された66万円を会社の経費に流用していた。阪大はこれを私的流用と認定した。教授は不正経理の主導を否定したが、「研究費が預け金となっていることは知っていた」という。阪大は2008年度と2011年度に、文部科学省の全国調査を受けて学内の不正経理の有無を調査したが、教授らや業者は「不正はない」と回答していた。総長は会見で「国民の信頼を大きく損なうもので、深くおわびを申し上げる」と謝罪した²⁰⁹⁾。

2016年2月12日、阪大は同教授を懲戒解雇処分すると発表した。総長は「教員としてあるまじき行為。不正の根絶に取り組む」との談話を出した²¹⁰⁾。

③大阪大学工学研究科

2016年11月15日、大阪大学大学院工学研究科の教授が収賄容疑で逮捕された。耐震構

組織的な大学不祥事におけるメディア報道による不正認識の過程

造に関する共同研究で、民間企業に便宜を図り、現金 210 万円の賄賂を受理した容疑である。ほかに東亜建設工業の主任研究員と飛鳥建設の担当部長も逮捕された。現金は 4 回にわたって教授が管理する銀行口座に振り込まれていた。16 日大阪府警は教授の研究室のほか、贈賄側の東亜建設工業や飛鳥建設の本社など関係先を家宅捜査した²¹¹⁾。

さらに 2017 年 1 月 5 日、この教授は、JFE スチールの子会社「JFE テクノワイヤ」から賄賂を受け取っていたとして再逮捕された。テクノ社の常務と同社の営業部長も逮捕されている。共同研究の成果は論文で発表され、同社製品の性能を宣伝する効果があった。3 月 30 日、阪大は教授を懲戒解雇し、記者会見を開き、この教授が、ほかにも大学に無断で複数の企業から、共同研究費として計 1170 万円を受け取るなどしていたと発表した²¹²⁾。

2017 年 7 月 11 日、大阪地裁で元教授は、懲役 3 年執行猶予 5 年・追徴金 1288 万円の有罪判決を受けた。なお 2020 年 6 月 17 日、贈賄側は控訴審で逆転無罪となっている²¹³⁾。

4-19. 京都大学霊長類研究所

2020 年 4 月 17 日、日本経済新聞で、京都大学霊長類研究所のチンパンジー飼育工事を巡り、京大の調査委員会が教員 4 人による研究費約 5 億 1000 万円の不正支出を認定する報告書をまとめたことが「関係者への取材でわかった」と報じられる。愛知県犬山市や熊本県宇城市の飼育施設の工事など、2011 年度以降に結ばれた 100 件の契約を調査し、計 34 件の不正使用を認めた。架空取引が 14 件で計約 4800 万円、入札妨害が 7 件で計約 4 億 4000 万円などで、入札前に業者に予算を伝えることもあった。2018 年 12 月に京大が業者などから情報提供を受けて事実確認を始め、2019 年 8 月から本格的な調査を進めていた²¹⁴⁾。

4 月 25 日、研究費約 5 億円の不正支出があったとする報告書をまとめたことが、「関係者への取材でわかった」として各紙で報道されたが²¹⁵⁾、なかなか報告書は公表されなかった。

ようやく 6 月 26 日、京大は約 5 億 670 万円の不正支出があったとの調査結果を発表し、元所長の特別教授ほか、教授 2 名、准教授 1 名の氏名を公表した。調査によれば、業者は工事で多額の赤字が発生したため補填してほしいと主張し、所長が不正に捻出した資金を業者に支払っていた。副学長は「経営難で会社がなくなれば研究に不備が出ると考え、必要以上の配慮をした」と説明している²¹⁶⁾。

11 月 10 日には、会計検査院が、新たに 27 件計約 6 億 2000 万円の不適切な経理があり、チンパンジー飼育施設の整備費の大半となる計約 11 億円余りが不適正な支出だったとの検査結果を発表した²¹⁷⁾。11 月 24 日、特別教授と教授 1 名は懲戒解雇され、そのほか 4 人を停職や戒告処分とした。特別教授は、国際的に極めて顕著な業績がある人物を任命する京大の制度なので、懲戒解雇された例はないという²¹⁸⁾。

その後、前述のような論文のデータ捏造が発覚する中、2021 年 10 月 26 日、京大は、霊長類研究所の組織を解体し、再編すると発表した。記者会見で京大総長は「かなりの期間

(不正が)が続いていたにもかかわらず、所内で行動がなかった」と霊長類研全体の運営を問題視し、解体と再編を決めたことを明らかにした。2022年度からは脳科学を中心とした新組織に再編する²¹⁹⁾。1967年の設立以来、サル研究をリードする存在として国際的にも著名だった研究所が、論文と研究費のダブル不正を長年続け、解体されたのである。

5. まとめ

本論文で取り上げたのは、入試、論文、研究費という、大学の根幹ともいえる活動の不正によるクライシスである。複数の大学で共通して発生したものであり、大学執行部や著名な研究者などがその行為を不正と思わず意図的に関与していた、という点で共通性がある。

全国の多くの大学で同様の不正が行われていたことを示すため、事例を多く出した。各事例はもっと詳細に公表されているし、これ以外にも多くの不正が報道されているが、紙幅の関係で主要事件にしぼり、事案の骨格のみを記載した。また、不正の発覚が学長選・総長挙の直前で、ガバナンスに関わる問題もあったが、本論文の趣旨ではなく、詳述するには紙幅がなかった。

文科省や大学の公式サイト及び報道では、各事例の研究者の実名が公表されているが、本論文は不正な慣行が不祥事として拡大していくプロセスの分析が目的であり、個人を糾弾する意図はないため、事件該当者の氏名は原則として全て無記名で「教授」等の表記とした。ただし、文部科学大臣のコメントが報道されることは、慣行が不正である、という公的なアナウンスでもあるので、当時の大臣名を苗字のみ記載した。

樋口(2015)は、不祥事を引き起こした因果関係のメカニズムは複雑である上に、なかなか情報は表に出て来ないが、不祥事の「病因」は組織の抱える構造的問題であるから、目を背けてはいけない、という。実際、企業のリスクマネジメントの観点から見ると、「組織ぐるみ」と称されるような不祥事は、幹部社員が組織を守るために意図的に不正を犯すケースや、多くの社員が法改正前の慣習を悪意なく続けていて摘発されるケースが多く、それは本論文の事例にも合致しており、不正は単純な悪意から生まれるものではない。

医学部入試の不正については、文科省局長による依頼ということで、最初はセンセーショナルに報じられたが、実は複数の大学医学部も行っている慣習だった。入学後に辞退することが少なく寄付金が期待できる受験生は、大学を守るために必要と判断されていた。事件後に卒業生の子弟を優遇する選考制度を告知する大学が出てきたように、大学の趣旨を理解してくれる受験生を入学させたいというのは、長年の業界常識だったのだろう。地域特別枠も、現在では多くの国公立大学に普及している。女子や多浪生を排除する考え方は、医学部特有のエリート意識だろうか。不当に不合格となる被害者がいる、という弱者のステークホルダーに対する配慮や、入試の公正性という意識が欠如していただけとはいえ、事前に告知をせ

ず、非公表の方式で恣意的な採点を行ったことは不正である。入試の採点システムで機械的に減点される仕様になっていた大学があるくらいであるから、まさに組織ぐるみの不正といえよう。

実は論文不正や研究費不正においても、医学部関係者が件数でも金額でも圧倒的に多い。紙幅の関係で書けなかったが、施設を巡る談合による逮捕や医療ミスによる裁判が、不正発覚と同時期に発生している大学病院もあり、学内のコンプライアンス意識の欠如を象徴しているようである。入試不正も論文不正も研究費不正も全ては同根で、報道によって社会的注目を浴びることで、ようやく閉鎖的な慣習が不正として認識されたのである。

2006年に、大阪大学と東京大学で論文不正による懲戒解雇が行われ、「大学始まって以来」と報じられたが、その後は多くの大学で懲戒処分が行われており、何人もの教授が不正により解雇されている。論文不正の内容はデータ改竄や捏造が最も多く、研究室で共同発表した際の教授らの責任が問われた。東大の同じ研究室で、複数の教授が論文不正を行っていたというのは衝撃で、まさに「組織ぐるみ」のコンプライアンス意識の欠如である。論文不正については、内部告発だけでなく外部からの指摘による発覚もあり、論文のネット公開システム（オープンアクセス）が業界の透明性を加速している。

本稿は大学の不祥事に注目したため、2014年の理化学研究所研究員によるSTAP細胞の論文不正事件は記載しなかったが、この事件が大きく報道され、社会的注目を浴びたことで、論文のデータ改竄があり得ること、しかしそれは絶対に許されないことだという認識が社会に浸透し、大学の論文不正が注目される契機の1つになったといえるだろう。

研究費の不正使用についても、預け金等が慣習として長年行われていた中で、2002年に徳島大学医学部教授が逮捕されてから、「事件」として注目されるようになった。直後に東大医学部の著名な教授の研究費不正が注目され、大阪大学、東京大学、京都大学、早稲田大学、東京工業大学など、有名大学の「預け金」「カラ謝金」などの慣習が報道された。「必要悪だった」「不正という意識がなかった」という関係者のコメントも何度か出ている。文科省の指導もあって、調査委員会の報告書は実名を挙げて不正箇所を克明に記載しており、学長または副学長が大学として謝罪会見を行って発表している。それがまたニュースバリューを持って大きく報道され、たとえ私的流用がなかったとしても、預け金やカラ謝金は不正であることがようやく共通認識となったのである。

本論文で取り上げた事例に共通する現象は、教授らによる組織的な不正であること、長年の慣習が不正と認定されていること、メディア報道によって社会的に注目されることで浄化作用があること、である。

まず、入試不正も論文不正も研究費の不正使用も、その教授らのほとんどが、優れた業績を上げている研究者か、学内の主要役職者か、科研費の獲得額が多い学者か、学会の重鎮か、政府委員を務めている有力者である。だからこそ周囲はそれらの行為を不正と思わず、長年

の慣習を続けたのである。

例えば入試不正については、東京医大では学長・理事長が依頼を受けて指示していたし、他大学でもシステマ的な得点操作を行えるような立場の教職員が関与していた。論文不正については、大阪大学、東京大学、京都大学など、世界的なジャーナルに掲載されるような論文を書いた教授らのグループが、そのデータが改竄・捏造だったことで、解雇などの懲戒処分を受けている。研究費不正についても同様で、2002年に東京大学医学部産婦人科の教授は、カラ謝金や預け金や架空発注を行っていたが、この教授は、産婦人科の名医として知られており、東宮職御用掛に任命されていた。その産婦人科教授の懲戒処分について謝罪会見に出席していた広報担当の副学長もカラ出張が発覚している。早稲田大学の教授は、「科学技術政策をリードしてきたスター研究者」で、学界の重鎮として「科学界のリーダー的存在」だったが、2億円以上の不正が認定された。東京工業大学でも学長就任予定者が次々と不正経理で辞退している。京都大学では小児医療や産科の国内有数の拠点のトップが、研究費の私的流用で実刑判決を受けた。取引業者は研究者の預け金の方法を熟知していたし、北海道大学のように数十人の教職員の関与が発覚していた大学もある。悪事を行ったというより、研究活動の一環として「預け金」などの不正を慣習的に続けていたのである。

こうした慣習が報道されるきっかけは、一紙のスクープ、地検の発表、大学の内部調査の発表などのメディア報道である。スクープ報道については本文中に紙名を入れた。記者が何等かの資料を入手し、本人への取材で確認が取れた上で記事化しており、そこから他紙が追随している。関係者にとってはそれまで不正と思わず、いわば「暗黙の了解」で続けていた行為だけに、ここでありがちなのは、「メディアが業界事情を知らずに勝手に書いているだけ」という解釈である。しかし、文科相の「誠に遺憾だ」というコメントが報道されることによって悪事であると「認定」され、大学が謝罪会見をして、学内の調査委員会が発足し、不正を行っていた有名教授が懲罰の対象となる、という経過をたどっている。ジャーナリズムによる調査報道の貢献といえは言い過ぎだろうか。

2005年の時点では、論文不正が疑われているのに、当該論文の責任者である教授が研究科長と並んで記者会見したりしていたが、近年はコンプライアンスやガバナンスの観点から、不正行為は全学的な問題だという認識が浸透し、発覚時の謝罪会見は、学長または副学長が行っている。トップが会見することでメディアの報道量は増え、社会の注目は集まる。さらに新聞の社説等で、大学教授の不正を批判し、交付金・補助金や科研費は税金であって、税金の使途として不正な論文・不正な経理は許されない、という大義名分で糾弾する。全くその通りで反論の余地はなく、「これは大学特有の慣習」という言い訳は許されない。そして文科省の指導もあって調査結果は実大学名・実研究者名で公表されるので、ここでまたニュース価値のある記事となり、社会的注目を浴びることになる。

こうした不正の防止策は、文科省のガイドラインにあるように、「全ての構成員の意識を高

め、不正を起こさない、起こさせない組織風土を作り上げることに尽きる。「組織風土」というコミュニケーションの課題であり、「機関の長のリーダーシップの下」で全員が取り組むことが求められている。こうした点は企業のリスク管理と同様であり、過去の悪例を繰り返さないよう、社会環境の変化に対応した大学運営や研究活動を続けていくことが必要である。

近年、大学のポジティブな広報については研究事例が増えてきたが、ネガティブな危機管理広報も重要な論点である。本稿は、大学における不祥事の発覚過程と経過をクライシス・コミュニケーションの観点から考察することで、悪意のない慣習が「事件」となることを明らかにした。企業の不祥事の事例との共通性・特殊性について、さらに事例研究を重ねていくことが今後の課題である。

注

- 1) 問題の支援事業は「私立大学研究ブランディング事業」で、独自の取り組みをする大学に助成金を支給する。事業期間は5年間で、最大1億5000万円が助成される。同校は17年度に選ばれた60校の1つだった。
- 2) この局長は、「科学技術系のエース」と言われており、幹部の逮捕は衝撃的で、動揺が広がった、と各紙は報じている。文科省は同日夜、局長を解任し、大臣官房付とする人事を発表した。
- 3) 2018年7月5日各紙、朝日新聞5日夕刊
- 4) 朝日新聞2018年7月6日
- 5) 日本経済新聞2018年7月6日
- 6) 「行政に対する信頼と大学入試の公正さを、同時に揺るがす前代未聞の事件」(朝日)、「自らの職責の重さにあまりに無自覚で、短絡的な行動に驚くほかない」(日経)と非難している。日経は1面コラム「春秋」でもこの事件を「新卒の袖の下」と非難している。
- 7) 日本経済新聞2018年7月6日
- 8) 朝日新聞2018年7月6日夕刊
- 9) 2018年7月11日各紙
- 10) 2018年7月14日各紙
- 11) 日本経済新聞2018年7月24日/25日
- 12) 日本経済新聞2018年7月14日
- 13) 朝日新聞2018年7月19日
- 14) 朝日新聞2018年7月25日
- 15) 朝日新聞7月26日
- 16) 朝日新聞2018年8月2日夕刊
- 17) 朝日新聞2018年8月3日
- 18) 朝日新聞8月4日
- 19) 朝日新聞・日本経済新聞2018年8月7日/8日
- 20) 朝日新聞8月17日
- 21) 2018年9月26日各紙
- 22) 朝日新聞2018年8月10日夕刊
- 23) 朝日新聞2018年8月9日
- 24) 朝日新聞2018年8月11日
- 25) 日本経済新聞2018年8月27日/男女比を分析できる76大学の過去5年間の志願者は男子約35万9000人、女子が約19万4000人。合格者は男子約3万人、女子が約1万2999人で、男女別の合格率は男子が約8%、女子が約6%だった。男子の合格率に対する女子の合格率の割合は、鳥根大学が1.68と一番高く、東京医科大学は0.34と最も低かった。
- 26) 朝日新聞・日本経済新聞2018年9月5日
- 27) 朝日新聞2018年10月12日
- 28) 朝日新聞・日本経済新聞2018年10月13日
- 29) 日本経済新聞2018年10月16日
- 30) 朝日新聞2018年10月16日
- 31) 日本経済新聞2018年10月16日
- 32) 朝日新聞2018年10月16日夕刊
- 33) 朝日新聞2018年10月24日・25日
- 34) 朝日新聞2018年10月24日夕刊・25日/日本経済新聞10月24日
- 35) 日本経済新聞11月8日
- 36) 朝日新聞2018年11月9日
- 37) 日本経済新聞2018年11月23日
- 38) 日本経済新聞2018年11月23日
- 39) 日本経済新聞2018年12月8日・9日/朝日新聞12月8日夕刊・9日
- 40) 朝日新聞2018年12月10日
- 41) 朝日新聞2018年12月13日
- 42) 朝日新聞2018年12月8日
- 43) 朝日新聞2018年12月14日夕刊
- 44) 朝日新聞・日本経済新聞2018年12月11日
- 45) 朝日新聞・日本経済新聞2018年12月12日
- 46) 日本経済新聞2018年12月13日
- 47) 朝日新聞2018年12月15日
- 48) 朝日新聞2018年12月15日夕刊。
- 49) 朝日新聞2018年12月18日
- 50) 朝日新聞2018年12月15日
- 51) 朝日新聞2018年12月13日夕刊
- 52) 2018年12月30日各紙
- 53) 朝日新聞・日本経済新聞・毎日新聞2019年1月1日
- 54) 朝日新聞2019年1月8日夕刊、9日

- 55) 朝日新聞 2019 年 2 月 28 日夕刊によれば、44 人のうち約 20 人が入学手続きをせず辞退した。
- 56) 朝日新聞 2019 年 2 月 3 日
- 57) 朝日新聞・日本経済新聞 2019 年 3 月 5 日
- 58) 事業団の取り決めで、全学が不交付となった学校法人は、自動的に翌年度も不交付となる (2019 年 1 月 23 日朝日) なお、2021 年度の私学助成金は、東京医科大学は 50% 減額、文科省に不適切入試を指摘された聖マリアンナ大学も 25% 減額である。(2022 年 3 月 23 日日経)
- 59) 朝日新聞 2019 年 3 月 27 日
- 60) 朝日新聞 2019 年 4 月 9 日によれば、採択校はのべ 120 校で、有名私大の多くが助成を受けていた。3 月 1 日に大阪市であった文科省の説明会では、採択校の関係者から怒りの声が漏れたという。
- 61) 朝日新聞 2019 年 2 月 14 日
- 62) 朝日新聞・日本経済新聞 2019 年 2 月 20 日
- 63) 『日経ビジネス』「敗軍の将、兵を語る」2019 年 4 月 15 日号
- 64) 朝日新聞 2019 年 6 月 12 日
- 65) 朝日新聞 2019 年 12 月 12 日
- 66) 朝日新聞・日本経済新聞 2019 年 9 月 14 日
- 67) 朝日新聞 2019 年 9 月 19 日
- 68) 朝日新聞・日本経済新聞 2019 年 11 月 2 日
- 69) 日本経済新聞 2021 年 7 月 28 日夕刊
- 70) 朝日新聞 2022 年 5 月 20 日
- 71) 2022 年 9 月 10 日各紙
- 72) 2023 年 5 月 31 日各紙
- 73) 朝日新聞 2020 年 7 月 6 日夕刊、日本経済新聞 2020 年 7 月 7 日
- 74) 朝日新聞・日本経済新聞 2020 年 7 月 21 日
- 75) 朝日新聞 2020 年 7 月 26 日によれば、所得税の追徴税額は過少申告加算税を含め、前理事長が約 4000 万円、前学長が数百万円で、いずれも修正申告した。
- 76) 2022 年 7 月 21 日各紙の報道によれば、公判では、不正に得点を加えた大学側の優遇措置が賄賂に当たるとかが争われた。判決理由は「加点がなくても補欠合格していた」と認定。その上で、「補欠合格は正規合格者の辞退という偶然の事情に左右される。早期に正規合格者の地位を得ることは、他の大学への高額な入学金の納付を避けられ、経済的な利益もある」と指摘した。
- 77) 2022 年 8 月 3 日各紙
- 78) 朝日新聞 2019 年 5 月 22 日
- 79) 朝日新聞・日本経済新聞 2019 年 6 月 18 日
- 80) 朝日新聞 2019 年 6 月 26 日によれば、聖マリアンナ大学だけは第三者委員会の報告が出るまで「保留」とした
- 81) 日本経済新聞 2019 年 8 月 9 日
- 82) 日本経済新聞 2022 年 1 月 27 日
- 83) 複数人が関わっていることが多いので、その中に 1 人でも「教授」が関わっていればカウントした。また、発覚時は退職していることも多いので「元教授」も含めた。また、「特命教授」は通常の教授職とは業務内容が異なることから、カウントしなかった。
- 84) 読売新聞 2005 年 12 月 28 日夕刊
- 85) 朝日新聞 2006 年 1 月 28 日
- 86) 読売新聞 2005 年 5 月 19 日
- 87) 朝日新聞 2005 年 5 月 20 日
- 88) 大阪読売新聞 2005 年 5 月 19 日夕刊
- 89) 読売新聞 2005 年 6 月 4 日夕刊
- 90) 毎日新聞 2005 年 6 月 15 日
- 91) 2006 年 2 月 16 日各紙／朝日新聞 2 月 17 日
- 92) 朝日新聞 12 月 27 日夕刊
- 93) 2007 年 10 月 26 日各紙
- 94) 2006 年 9 月 7 日各紙
- 95) 2006 年 9 月 23 日各紙
- 96) 大阪読売新聞 2006 年 9 月 25 日夕刊
- 97) 読売新聞 2006 年 9 月 28 日
- 98) 読売新聞 2006 年 10 月 24 日
- 99) 2006 年 12 月 21 日各紙
- 100) 朝日新聞 2006 年 3 月 14 日夕刊
- 101) 2005 年 4 月 1 日に日本 RNA 学会会長より、東大工学系研究科研究科長に対し、化学生命工学専攻の教授らが関係する 12 篇の論文の実験結果の再現性等に関し調査依頼があり、調査の結果、指摘を受けた多くの論文に対する実験ノート、生データは残っておらず、実験結果の信頼性を確認するには至らないことが明らかとなった。2005 年 9 月、東大は日本 RNA 学会に中間報告を行った。当該著者らにかけられた嫌疑を晴らす機会として、論文記載と同じ実験材料・試料を用いて再実験を行い、その詳細な結果と実験のプロトコルを 2005 年末までに提出するよう要請したが、2005 年末になっても、論文の中に示された実験結果の再現には至らなかった。2006 年 1 月に、再度学会に「現段階では論文の中に示された実験結果の再現には至っていないという結論となった」ことを報告した。
- 102) 朝日新聞 2006 年 12 月 28 日
- 103) 日本経済新聞 2007 年 3 月 3 日
- 104) 2006 年 5 月 15 日各紙
- 105) 読売新聞 2006 年 8 月 8 日／10 月 11 日
- 106) 朝日新聞 2007 年 11 月 13 日／2008 年 12 月 26 日
- 107) 朝日新聞 2010 年 8 月 25 日西部版
- 108) 朝日新聞 2008 年 7 月 11 日
- 109) 朝日新聞 2008 年 7 月 11 日夕刊
- 110) 朝日新聞 2008 年 7 月 12 日
- 111) 朝日新聞・日本経済新聞他 2012 年 12 月 27 日
- 112) 日本経済新聞 2016 年 9 月 1 日
- 113) 日本経済新聞 2016 年 9 月 21 日
- 114) 日本経済新聞 2016 年 9 月 26 日
- 115) 朝日新聞・日本経済新聞 2017 年 3 月 4 日
- 116) 2017 年 8 月 2 日各紙
- 117) 朝日新聞・日本経済新聞 2019 年 3 月 16 日
- 118) 朝日新聞・日本経済新聞 2019 年 3 月 27 日／朝日新聞 2019 年 5 月 3 日／朝日新聞 2019 年 7 月 24 日
- 119) 朝日新聞 2020 年 4 月 21 日
- 120) 朝日新聞 2021 年 10 月 16 日

組織的な大学不祥事におけるメディア報道による不正認識の過程

- 121) 朝日新聞 2021 年 10 月 27 日
 122) 日本経済新聞 2022 年 1 月 26 日／すでに 2020 年 3 月に定年退職しているが、退職後 5 年以内なら懲戒に当たる行為の責任を認定できるとの就業規則に基づいた
 123) 日本経済新聞 2012 年 10 月 13 日
 124) 日本経済新聞 2014 年 4 月 1 日
 125) 朝日新聞 2020 年 1 月 10 日夕刊
 126) 日本経済新聞 2017 年 10 月 12 日
 127) 朝日新聞 2018 年 11 月 10 日／朝日新聞 2019 年 5 月 11 日他
 128) 読売新聞 2006 年 8 月 26 日
 129) 日本経済新聞 2001 年 4 月 3 日
 130) 朝日新聞 2003 年 6 月 3 日夕刊
 131) 日本経済新聞 2003 年 6 月 4 日
 132) 2003 年 10 月 22 日各紙
 133) 2003 年 10 月 25 日各紙夕刊／2003 年 12 月 25 日各紙夕刊／2004 年 2 月 18 日各紙
 134) 朝日新聞 2004 年 1 月 25 日／朝日新聞 2004 年 5 月 1 日／朝日新聞 2004 年 6 月 18 日夕刊／2004 年 7 月 7 日各紙／読売新聞 2004 年 10 月 30 日
 135) 2005 年 1 月 19 日各紙夕刊
 136) 毎日新聞 2004 年 11 月 10 日夕刊／2004 年 11 月 11 日各紙／毎日新聞 2005 年 3 月 31 日
 137) 朝日新聞 2003 年 8 月 5 日／朝日新聞 2003 年 8 月 8 日／朝日新聞 2008 年 7 月 1 日
 138) 朝日新聞 2006 年 7 月 2 日
 139) 毎日新聞 2006 年 6 月 27 日
 140) 朝日新聞 2006 年 6 月 28 日
 141) 朝日新聞 2006 年 6 月 27 日
 142) 日本経済新聞 2006 年 10 月 7 日
 143) 朝日新聞 2006 年 12 月 23 日
 144) 朝日新聞 2007 年 3 月 30 日
 145) 朝日新聞 2008 年 7 月 1 日
 146) 朝日新聞 2008 年 3 月 7 日
 147) 毎日新聞 2008 年 4 月 1 日
 148) 朝日新聞 2009 年 6 月 20 日名古屋版
 149) 2010 年 2 月 26 日各紙大阪版等／朝日新聞 2011 年 4 月 22 日和歌山版
 150) 朝日新聞 2010 年 3 月 2 日山口県版
 151) 朝日新聞 2010 年 3 月 26 日山口県版
 152) 西部読売新聞 2010 年 4 月 10 日
 153) 西部読売新聞 2010 年 9 月 11 日
 154) 毎日新聞 2010 年 11 月 16 日西部版夕刊
 155) 大阪読売新聞 2011 年 4 月 9 日
 156) 西部読売新聞 2011 年 9 月 12 日夕刊
 157) 西部読売新聞 2012 年 1 月 21 日
 158) 2012 年 2 月 15 日各紙
 159) 朝日新聞 2011 年 7 月 29 日
 160) 日本経済新聞 2011 年 7 月 29 日夕刊／2011 年 7 月 30 日
 161) 朝日新聞 2011 年 10 月 27 日
 162) 2012 年 3 月 2 日各紙
 163) 日本経済新聞 2013 年 4 月 27 日
 164) 朝日新聞 2013 年 11 月 7 日
 165) 朝日新聞・毎日新聞 2011 年 8 月 6 日北海道版
 166) 日本経済新聞 2011 年 7 月 29 日
 167) 朝日新聞 2011 年 10 月 22 日
 168) 朝日新聞 2012 年 1 月 20 日／日本経済新聞 2012 年 2 月 17 日夕刊／朝日新聞 2012 年 3 月 31 日
 169) 毎日新聞 2012 年 6 月 30 日／読売新聞 2012 年 11 月 23 日
 170) 読売新聞 2012 年 1 月 13 日夕刊
 171) 読売新聞 2012 年 12 月 21 日夕刊／朝日新聞 2012 年 12 月 22 日
 172) 2014 年 7 月 16 日各紙
 173) 朝日新聞・日本経済新聞 2013 年 12 月 28 日北海道版
 174) 読売新聞・朝日新聞 2016 年 5 月 10 日北海道版
 175) 日経ビジネス 2014 年 9 月 29 日号「敗軍の将、兵を語る」. 114-115
 176) 朝日新聞 2012 年 2 月 9 日北海道版
 177) 朝日新聞 2012 年 12 月 22 日北海道版
 178) 朝日新聞・読売新聞 2013 年 3 月 30 日北海道版
 179) 朝日新聞 2013 年 4 月 10 日北海道版
 180) 朝日新聞 2013 年 4 月 25 日北海道版／朝日新聞 2014 年 2 月 22 日北海道版
 181) 毎日新聞 2012 年 6 月 29 日／朝日新聞 2012 年 6 月 29 日夕刊
 182) 朝日新聞 2012 年 6 月 30 日
 183) 毎日新聞 2012 年 7 月 8 日
 184) 読売新聞 2012 年 7 月 8 日
 185) 2012 年 7 月 31 日各紙／NHK ニュース
 186) 朝日新聞 2012 年 8 月 1 日
 187) 毎日新聞 2012 年 8 月 1 日
 188) 朝日新聞 2012 年 8 月 1 日夕刊
 189) 毎日新聞 2012 年 8 月 1 日夕刊
 190) 朝日新聞 2012 年 8 月 4 日
 191) 朝日新聞 2012 年 8 月 22 日
 192) 2014 年 2 月 18 日各紙／2015 年 2 月 27 日各紙／2016 年 9 月 1 日各紙
 193) 朝日新聞・読売新聞 2017 年 4 月 19 日
 194) 朝日新聞・毎日新聞 2019 年 11 月 6 日
 195) 日本経済新聞 2013 年 7 月 25 日夕刊
 196) 日本経済新聞 2013 年 7 月 25 日夕刊
 197) 朝日新聞・日本経済新聞 2013 年 7 月 26 日
 198) 日本経済新聞 2013 年 7 月 27 日／2013 年 8 月 15 日各紙／2014 年 3 月 12 日各紙
 199) 2016 年 6 月 28 日各紙夕刊／日本経済新聞 2017 年 12 月 13 日夕刊
 200) 朝日新聞他 2014 年 1 月 11 日
 201) 日本経済新聞 2014 年 11 月 15 日夕刊他
 202) 日本経済新聞 2014 年 11 月 16 日
 203) 日本経済新聞 2014 年 11 月 17 日
 204) 読売新聞 2014 年 11 月 18 日夕刊／2014 年 12 月 6 日各紙
 205) 日本経済新聞 2015 年 7 月 16 日他
 206) 毎日新聞 2015 年 11 月 6 日夕刊
 207) 2014 年 2 月 19 日各紙

- 208) 日本経済新聞 2015年6月6日
 209) 朝日新聞・日本経済新聞 2015年12月26日
 210) 朝日新聞 2016年2月13日大阪版
 211) 日本経済新聞 2016年11月16日／朝日新聞 2016年11月16日夕刊／日本経済新聞 2016年11月17日
 212) 朝日新聞 2017年1月5日夕刊／日本経済新聞 2017年1月6日／2017年3月31日各紙／
 213) 2017年7月11日各紙夕刊／2020年6月18日各紙
 214) 日本経済新聞 2020年4月17日
 215) 朝日新聞 2020年4月24日他
 216) 日本経済新聞 2020年6月27日
 217) 朝日新聞 2020年11月11日他
 218) 朝日新聞 2020年11月25日他
 219) 2020年10月27日各紙／朝日新聞 2020年11月9日

参考文献

- 東京医科大学第三者委員会第三次調査報告書（最終報告書）平成30年12月28日
<https://www.tokyo-med.ac.jp/news/media/docs/20181229SurveyReportfinal.pdf>
 昭和大学第三者委員会最終調査報告書令和元年8月2日
<https://www.showa-u.ac.jp/news/albums/abm.php?d=362&f=abm00008640.pdf&n=%E6%9C%80%E7%B5%82%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8.pdf>
 順天堂大学第三者委員会最終調査報告書令和元年10月31日
<https://med.juntendo.ac.jp/albums/abm.php?f=abm00033142.pdf&n=report20191031.pdf>
 北里大学第三者委員会報告書（最終）令和元年5月31日
<https://www.kitasato-u.ac.jp/jp/albums/abm.php?f=abm00024723.pdf&n=%E2%98%85%E7%AC%AC%E4%B8%89%E8%80%85%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A%E5%A0%B1%E5%91%8A%E3%80%90%E6%9C%80%E7%B5%82%E3%80%91.pdf>
 日本大学医学部一般入試に関する調査検証委員会報告書 <https://www.nihon-u.ac.jp/uploads/files/20190913154341.pdf>
 岩手医科大学医学部入学試験内部調査委員会調査報告書（公表版）平成31年1月4日
<https://www.iwate-med.ac.jp/wp/wp-content/uploads/11e47d7ac96548f45cbac3c62aabb9a4.pdf>
 金沢医科大学医学部入学試験に係る第三者委員会報告書 2019年5月31日
<http://www.kanazawa-med.ac.jp/blog/190626nyushi.pdf>
 聖マリアンヌ医科大学第三者委員会調査報告書（公表版）令和元年12月12日
<https://drive.google.com/file/d/1s5t-RCZ3e-piWFVDp6F3ok-cmY8MGasc/view>
 日本大学 令和6年度校友子女選抜概要
https://www.nihon-u.ac.jp/admission_info/uploads/files/20230621114237.pdf
 文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動において不正行為が認定された事案
https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360484.htm
 分子細胞生物学研究所旧加藤研究室における論文不正の疑いに関する調査（中間報告）東京大学科学研究行動規範委員会平成25年12月25日 <https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400008637.pdf>
 子細胞生物学研究所・旧加藤研究室における論文不正に関する調査報告（最終）東京大学科学研究行動規範委員会 2014年12月26日記者会見配布資料 <https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400007786.pdf>
 「22報論文に関する調査報告」東京大学科学研究行動規範委員会 2017年8月1日記者会見配布資料
<https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400066114.pdf>
 京都大学における研究活動上の不正行為に係る調査結果について（概要）2018年1月22日記者会見配布資料

組織的な大学不祥事におけるメディア報道による不正認識の過程

https://www.kyoto-u.ac.jp/sites/default/files/embed/jaaboutevents_newsofficekenkyu-suishinkenkyu-suishinnews2017documents180122_101.pdf

大阪大学における研究活動上の特定不正行為に関する研究公正委員会調査結果概要平成31年3月15日
file:///C:/Users/User/Downloads/%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E7%B5%90%E6%9E%9C%E6%A6%82%E8%A6%81%EF%BC%880329%E7%89%88%EF%BC%89.pdf

「論文不正に関する調査結果について」京都大学大学院理学研究科 研究公正調査委員会 2019年3月26日記者会見配布資料

<https://www.kyoto-u.ac.jp/sites/default/files/inline-files/kaikensiryō-2-210928-be0b5cab9cd13f996039f0095916f6d0.pdf>

「京都大学における研究活動上の不正行為に係る調査結果について」2021年10月15日記者会見配布資料

<https://www.kyoto-u.ac.jp/sites/default/files/inline-files/211015-kaikensiryō-d825afb27efaa25500ea68b226f58ea1.pdf>

「研究活動上の特定不正行為に関する調査結果について」国立大学法人大阪大学／国立研究開発法人国立循環器病研究センター令和2年8月18日 file:///C:/Users/User/Downloads/houkokusyo.pdf
文部科学省「研究費の不正使用，研究活動における不正行為の防止について」

https://www.mext.go.jp/content/1395971_01.pdf

文部科学省公式サイト「研究機関における不正使用事案」 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

*各URLは全て2023年8月28日アクセス

Argenti, P. A. (2016) Corporate Communication, McGraw-Hill Education (駒橋恵子・国枝智樹監訳 2019 アージェンティのコーポレート・コミュニケーション, 東急エージェンシー)

浅見隆行 (2015) 危機管理広報の基本と実践 中央経済社

郷原信郎 (2013) 企業はなぜ危機対応に失敗するのか 毎日新聞社

樋口晴彦 (2015) なぜ、企業が不祥事を繰り返すのか 日刊工業新聞社

駒橋恵子 (2012) 企業不祥事と経営責任に関する一考察—企業コミュニケーション戦略の観点から—慶應経営論集 第29巻第1号 91-116

駒橋恵子 (2015) 大学におけるリスク管理と広報活動の重要性, BILANC, Vol. 8, 公益財団法人私立大学退職金財団, 4-7

駒橋恵子 (2020) 大学におけるリスクマネジメントと広報活動, 東北大学高度教養教育・学生支援機構セミナー

国枝智樹・伊吹勇亮 (2021) 危機管理広報の学術理論とその体系 広報研究, 25, 74-86

清水雅典 (2013) 国及び地方自治体における不適正経理と再発防止への取組—決算検査報告に見る不適正経理の歴史的変遷— 立法と調査, 参議院 2013年7月号, 75-89

米澤勝 (2014) 企業はなぜ、会計不正に手を染めたのか 清文社

補足資料1 近年の論文の捏造やデータ改竄などの不正事例 (2015~2022年)

年度	不正事案名	不正事案の研究分野	調査委員会を設置した機関名	不正行為に関与した者等(所属機関、部局等、職名)	不正行為の種別(捏造、改ざん、盗用等)	告発受理日	報告受理日
2015-01	研究活動上の不正行為(盗用)について	人類学	大学	助教	盗用	平成26年1月16日	平成27年5月29日
2015-02	研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	社会学	大学	准教授	盗用	平成27年5月20日	平成27年10月22日
2015-03	研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	語学教育	大学	教授	盗用	平成26年4月22日	平成27年10月28日
2015-04	研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	身体教育学	大学	教授	盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ	平成26年5月9日	平成27年10月30日
2015-05	研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	経営学	大学	准教授	盗用	平成26年9月19日	平成27年11月12日
2015-06	研究活動上の不正行為(盗用)について	環境学	大学	准教授	盗用	平成27年3月30日	平成27年12月1日
2015-07	研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	ボランティア、社会福祉援助技術	学校法人	教授	盗用	平成27年3月2日	平成27年12月25日
2015-08	研究活動上の不正行為(盗用・改ざん)の認定について	臨床看護学	大学	教授	盗用・改ざん	平成27年6月10日	平成28年3月4日
2015-09	研究活動上の不正行為(捏造)の認定について	検査医学	大学	助教	捏造	平成24年5月21日	平成27年5月21日
2016年度							
2016-01	研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	政治学	大学	准教授(当時)	盗用	平成27年11月25日、平成28年1月13日、平成28年1月21日、平成28年2月3日	平成28年4月14日
2016-02	研究活動上の不正行為(盗用)について	政治学	学校法人	教授	盗用、自己盗用	平成27年4月6日	平成28年7月6日
2016-03	研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	陸上昆虫学	博物館	総括学芸員	盗用	平成27年9月29日及び平成28年2月3日	平成28年10月5日
2016-04	研究活動上の不正行為(改ざん)の認定について	薬理学	大学	教授	改ざん	平成21年12月14日、平成24年5月18日、平成25年12月16日	平成29年1月18日
2016-05	研究活動上の不正行為(盗用等)について	理学療法	大学	教授(当時)	盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ	平成27年6月15日	平成29年2月9日
2016-06	研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	言語学	大学	特命教授(当時)	盗用	平成28年5月13日	平成29年2月17日
2016-07	研究活動上の不正行為(盗用)について	経営学	学校法人	准教授(当時)	盗用	平成27年11月19日	平成29年3月23日
2016-08	研究活動上の不正行為(改ざん)の認定について	工学	大学	学術研究員	改ざん	平成28年8月1日	平成29年3月28日
2016-09	研究活動上の不正行為(捏造・改ざん)の認定について	微生物学・腫瘍学	大学	教授、准教授、助教	捏造、改ざん	平成22年4月14日、平成22年9月21日、平成23年4月26日、平成23年5月22日	平成29年2月27日
2017年度							
2017-01	研究活動上の不正行為(捏造・改ざん)の認定について	分子細胞生物学	大学	教授、元助教	捏造、改ざん	平成28年9月1日	平成29年6月5日
2017-02	研究活動上の不正行為(改ざん)の認定について	細菌学(含真菌学)	大学	教授	改ざん	平成24年2月28日	平成29年9月19日
2017-03	研究活動における不正行為(盗用)の認定について	薬学	大学	教授	盗用、不適切なオーサーシップ	平成29年2月21日	平成29年10月26日
2017-04	研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	教育学	大学	准教授	盗用、自己盗用	平成29年3月16日	平成29年12月4日
2017-05	研究活動上の不正行為(捏造・改ざん)の認定について	薬物治療学	大学	元准教授	捏造、改ざん	平成29年2月10日	平成29年3月31日
2017-06	研究活動上の不正行為(捏造・改ざん)について	医学	大学	元講師	捏造、改ざん	平成22年7月26日	平成30年1月9日
2017-07	研究活動上の不正行為(改ざん、盗用)の認定について	教育工学、科学教育、教科教育	大学	教授(当時)	改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ	平成23年6月2日、同6月9日(2件)、同6月17日、7月22日、8月8日、8月22日、9月26日、10月11日、10月13日、10月17日	平成29年12月22日
2017-08	研究活動上の不正行為(捏造・改ざん等)の認定について	保存治療系薬学	大学	講師、准教授、元教授	捏造、改ざん、不適切なオーサーシップ	平成29年2月27日	平成30年3月2日
2017-09	研究活動における不正行為(盗用)の認定について	政治学	大学	准教授	盗用	平成28年11月27日	平成29年10月5日
2017-10	研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	文学	大学	元教授	盗用	平成29年7月12日	平成30年3月5日
2017-11	研究活動上の不正行為(捏造、改ざん、盗用)の認定について	医学	A大学、B大学	元教授	捏造、改ざん、盗用、不適切なオーサーシップ	平成28年11月11日、平成29年3月28日	平成29年11月16日
2017-12	研究活動上の不正行為(捏造、改ざん)の認定について	医科学一般	大学	助教	捏造、改ざん	平成29年7月3日	平成30年1月22日
2017-13	研究活動上の不正行為(盗用)について	言語学	大学	元日本学術振興会外国人特別研究員	盗用	平成27年9月16日	平成28年6月13日
2017-14	研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	地域学	大学	教授(当時)	盗用	平成28年9月28日(情報提供日)	平成30年3月19日
2017-15	研究活動上の不正行為(盗用)について	社会福祉	大学	講師	盗用	平成29年7月28日	平成30年3月30日
2017-16	研究活動上の不適切行為(二重投稿)の認定について	人間工学	A大学 B大学	A大学 教授、博士後期課程学生 B大学 講師	二重投稿	A大学：平成29年4月24日 B大学：平成29年5月8日	平成30年3月28日
2018年度							
2018-01	研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	経営学	大学	教授	盗用、二重投稿	平成29年9月14日	平成30年3月9日
2018-02	研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	教育学	大学	教授、公立学校教員	盗用、不適切なオーサーシップ	平成29年7月25日	平成30年6月14日
2018-03	研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	社会情報学、情報社会論	大学	講師	盗用	平成29年3月6日	平成30年7月13日
2018-04	研究活動上の不適切行為(二重投稿)の認定について	工学	大学	准教授	二重投稿	平成29年11月22日	平成30年10月1日
2018-05	研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	スポーツ・健康科学	大学	准教授	盗用	平成29年11月18日	平成29年11月8日
2018-06	研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	法学	大学	教授	盗用	平成30年4月27日	平成31年1月16日
2018-07	研究活動上の特定不正行為(捏造、改ざん)の認定について	地盤工学、地質工学	大学	元准教授	捏造、改ざん	平成29年9月27日、平成29年11月22日、平成29年12月12日、平成29年12月27日	平成31年3月14日
2018-08	研究活動上の不正行為(改ざん、盗用)について	地震地質学	大学	教授	改ざん、盗用	平成29年8月21日	平成31年2月18日
2019年度							
2019-01	研究活動上の不正行為(捏造・盗用)の認定について	ドイツ政治文化思想史	A大学	教授	捏造・盗用	平成30年10月4日	平成31年4月26日
2019-02	研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	経営学	大学	教授	盗用	平成30年6月7日	令和元年5月10日
2019-03	研究活動上の不正行為(改ざん)の認定について	薬学	大学	元助教、教授	改ざん	平成30年7月5日	令和元年6月5日
2019-04	研究活動上の不正行為(捏造)の認定について	生化学、分子生物学	大学	大学院博士後期課程学生 教員	捏造	平成30年11月21日	令和元年6月20日
2019-05	研究活動上の不正行為(盗用、改ざん)について	組織分析学	大学	教授	改ざん、盗用、二重投稿	平成28年9月1日	令和元年7月23日
2019-06	研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	商学、経済政策	大学	准教授	盗用、二重投稿	令和元年6月19日	令和元年10月11日
2019-07	研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	教育学	大学	大学院博士後期課程学生	盗用	平成30年7月13日及び18日	令和元年12月23日

組織的な大学不祥事におけるメディア報道による不正認識の過程

不正事案名	不正事案の研究分野	調査委員会を設置した機関名	不正行為に関与した者等(所属機関、部局等、職名)	不正行為の種別(捏造、改ざん、盗用等)	告発受理日	報告受理日	
2019-08	研究活動上の不正行為(捏造・改ざん)の認定について	医学	A 大学 B 大学	教授(当時)、助教(当時)、准教授(当時)3名	捏造、改ざん	①平成23年11月30日 ②平成25年2月12日 ③平成24年1月17日	①令和元年5月30日 ③令和元年8月6日
2019-09	研究活動上の不適切行為(二重投稿)の認定について	工学	大学	元助教、元教授	二重投稿	平成31年4月22日	令和元年12月6日
2019-10	研究活動上の不正行為(盗用等)の認定について	法学	大学	教授	盗用、二重投稿	平成31年2月18日	令和2年3月4日
2020年度							
2020-01	工学院大学教授による研究活動上の不正行為(改ざん)の認定について	工学	工学院大学	教授	改ざん	平成31年3月6日	令和2年4月14日
2020-02	同志社大学元大学院生による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	社会学	同志社大学	元大学院生	盗用	平成30年9月13日、9月25日、平成31年1月23日	令和2年7月22日
2020-03	杏林大学准教授による研究活動上の不正行為(不適切な流用)の認定について	経営学	杏林大学	准教授	不適切な流用	令和元年9月11日	令和2年9月28日
2020-04	同志社大学元大学院生による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	開発経済学	同志社大学	元大学院生	盗用	平成31年4月22日	令和2年10月23日
2020-05	愛知学院大学元講師による研究活動上の不正行為(捏造等)の認定について	保存治療系歯学	愛知学院大学	歯学部元講師、歯学部准教授、歯学部元教授、歯学部助教、歯学部非常勤教員4名、歯学部元大学院生、歯学部元専科専攻生	捏造、不適切なオーサーシップ	(2017-08追加調査)	令和2年4月7日
2020-06	旭川医科大学元教授による研究活動上の不正行為(盗用等)の認定について	医学	旭川医科大学	元教授	盗用、不適切なオーサーシップ	令和2年3月16日	令和2年12月17日
2020-07	徳山大学准教授による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	教員教育学	徳山大学	准教授	盗用	平成31年3月29日	令和2年12月8日
2020-08	国立循環器病研究センター元室長による研究活動上の不正行為(捏造、改ざん)の認定について	医学	国立循環器病研究センター	研究科生化学部 元室長 研究所 元所長	捏造、改ざん	令和2年6月30日	令和3年1月29日
2020-09	名古屋大学元大学院生による研究活動上の不正行為(改ざん)の認定について	神経科学	名古屋大学	元大学院生、教授	改ざん	令和元年7月11日	令和2年11月24日
2020-10	青山学院大学准教授による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	法学	青山学院大学	准教授	盗用	令和2年5月27日	令和3年2月12日
2020-11	筑波大学元大学院生による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	医学	筑波大学	元大学院生	盗用	令和2年4月6日	令和3年2月1日
2021年度							
2021-01	昭和大学元講師による研究活動上の不正行為(捏造・改ざん等)の認定について	医学	昭和大学	元講師、元教授、元助教	捏造、改ざん、不適切なオーサーシップ	令和2年3月6日	令和3年3月2日
2021-02	京都大学元教授による研究活動上の不正行為(捏造・改ざん)の認定について	地震地質学	京都大学	元教授	捏造、改ざん	平成31年4月8日 (2018-08追加調査)	令和3年9月22日
2021-03	一橋大学教授による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	会計学	一橋大学 京都産業大学 松山大学	教授	盗用	一橋大学：令和元年11月20日 京都産業大学：令和元年11月12日 松山大学：令和元年11月14日	一橋大学：令和3年6月16日 京都産業大学：令和3年5月31日 松山大学：令和3年6月4日
2021-04	関西大学教授による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	経済政策	関西大学	教授	盗用	令和3年3月9日	令和3年9月17日
2021-05	鳥取大学元准教授による研究活動上の不正行為(盗用等)の認定について	農学	鳥取大学	元准教授	盗用、不適切なオーサーシップ	令和2年10月20日	令和3年12月2日
2021-06	名古屋大学元大学院生による研究活動上の不正行為(捏造・改ざん)の認定について	化学	名古屋大学	元大学院生	捏造、改ざん	令和2年11月16日	令和3年11月29日
2021-07	会津大学教授による研究活動上の不正行為(自己盗用)の認定について	コンピュータ理工学	会津大学	教授(現 理事長兼学長)	自己盗用	令和2年9月23日	令和4年2月28日
2021-08	福岡歯科大学元准教授による研究活動上の不正行為(捏造・盗用)の認定について	細胞分子生物学	福岡歯科大学	元准教授	捏造、盗用	平成30年2月5日	令和3年9月8日
2021-09	北里大学教授による研究活動上の不正行為(改ざん)の認定について	医学・放射線科学	北里大学	元教授	改ざん	令和3年7月6日	令和4年3月29日
2021-10	久留米大学教員による研究活動上の不正行為(二重投稿、自己盗用、不適切なオーサーシップ)の認定について	医学	久留米大学	医学部助教、元准教授、助教、人間健康学部教授	二重投稿、自己盗用、不適切なオーサーシップ	令和2年5月7日	令和3年12月22日
2021-11	名古屋大学元大学院生による研究活動上の不正行為(捏造・改ざん)の認定について	化学	名古屋大学	元大学院生、教授、准教授	捏造、改ざん	令和2年8月17日	令和3年2月2日
2021-12	人間文化研究機構国立国語研究所准教授による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	日本語教育	人間文化研究機構	准教授	盗用	令和2年9月9日	令和4年3月17日
2021-13	宮城学院女子大学准教授による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	人文社会科学	宮城学院女子大学	准教授	盗用	令和3年3月22日	令和4年3月7日
2022年度							
2022-01	摂南大学、常業大学教員等による研究活動上の不正行為(サラム出版、多重投稿、不適切なオーサーシップ)の認定について	経営情報、マーケティング	摂南大学、常業大学、A 公立大学	摂南大学教員、常業大学元教員、A 公立大学教員、B 民間企業社員、C 私立短期大学元教員、F 自由業、G 私立大学教員、H 民間企業代表	サラム出版、多重投稿、不適切なオーサーシップ	平成31年4月26日・令和元年5月7日(第1、第2の告発)、令和元年7月26日(第3の告発論文群 AB、論文群 C)	令和4年4月22日(第1、第2の告発、第3の告発論文群 AB)、令和4年4月19日(第3の告発論文群 C)
2022-02	旭川医科大学教員による研究活動上の不正行為(二重投稿)の認定について	医学	旭川医科大学	准教授、元教授	二重投稿	令和2年10月30日	令和4年3月31日
2022-03	京都大学元特定研究員による研究活動上の不正行為(捏造・改ざん)の認定について	生物学	京都大学	元特定研究員、教授	捏造、改ざん	令和2年11月27日	令和4年5月19日
2022-04	愛知学院大学元講師による研究活動上の不正行為(捏造)の認定について	保存治療系歯学	愛知学院大学	元講師、講師、元教授	捏造	[2017-08、2020-05追加調査]	令和4年5月24日
2022-05	同志社大学教授による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	法学	同志社大学	教授	盗用	令和3年7月26日	令和4年9月2日
2022-06	大阪経済大学元准教授による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	公法学	大阪経済大学	元准教授	盗用	令和3年12月1日	令和4年8月26日
2022-07	麻布大学教員による研究活動上の不正行為(捏造・改ざん等)の認定について	獣医学	麻布大学	准教授3名、元教授(当時)3名	捏造、改ざん、自己盗用、不適切なオーサーシップ	令和3年9月17日	令和4年10月3日
2022-08	名古屋大学における研究活動上の不正行為(捏造、改ざん)の認定について	神経科学	名古屋大学	元大学院生、元教授	捏造、改ざん	(2020-09再調査)	令和4年10月18日
2022-09	昭和大学元講師による研究活動上の不正行為(捏造等)の認定について	医学	昭和大学	元講師、元教授、元助教	捏造、不適切なオーサーシップ	令和3年7月15日	令和4年10月6日
2022-10	奈良学園大学・名古屋経済大学元教授による研究活動上の不正行為(盗用・改ざん等)の認定について	教育学	1：奈良学園大学 ★	元教授(同 名古屋経済大学 人間生活科学部元教授)	盗用、改ざん、二重投稿	1：令和2年9月17日	1：令和4年12月8日
2022-11	札幌医科大学元助教、元教授による研究活動上の不正行為(不適切なオーサーシップ)の認定について	医学	札幌医科大学	元助教、元教授	不適切なオーサーシップ	令和4年1月4日	令和4年12月20日
2022-12	広島大学元助教による研究活動上の不正行為(捏造)の認定について	歯学	広島大学	元助教、教授	捏造	令和2年9月1日	令和4年10月6日
2022-13	大阪医科薬科大学元講師による研究活動上の不正行為(捏造、改ざん)の認定について	医学	大阪医科薬科大学	元講師	捏造、改ざん	令和3年9月15日	令和5年1月24日
2022-14	岡山大学教授による研究活動上の不正行為(捏造、改ざん)の認定について	医学	1：岡山大学	教授(国立循環器病研究センター元室長)	捏造、改ざん	1：令和2年9月23日	1：令和5年3月31日
2022-15	東北大学元大学院生による研究活動上の不正行為(捏造、改ざん)の認定について	生物学	東北大学	元大学院生(元客員研究員)、元助教、准教授	捏造、改ざん	-	令和5年3月3日

(出所) 文部科学省公式サイトを参考にして筆者作成

補足資料2 近年の研究機関における公的研究費の不正事例 (2015~2022年)

番号	研究機関名	不正が行われた年度	不正の内容	不正に支出された研究費の額	不正に關与した研究者数(実人数)	最終報告書提出日	本件の公表状況	最終報告書の概要(調査結果、再発防止策、関係者の処分等) (注1)
2015年度								
201501	大阪大学	平成20~26年度	カラ給与、その他	9,088,426円	1人	平成27年6月3日	平成27年6月5日記者会見を行い、調査結果公表(氏名公表あり) 平成27年6月8日~22日ホームページに公表(氏名公表あり) 平成27年9月16日処分結果を公表(氏名公表あり) 平成27年9月17日~10月1日ホームページに公表(氏名公表あり)	国際公共政策研究科における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2016/04/08/1364935_1.pdf
201502-1	大阪大学	平成14~21、24、26年度	預け金、その他	181,651,703円	3人	平成27年12月25日	平成27年12月25日記者会見を行い、調査結果を公表(氏名公表あり) 平成27年12月28日~平成28年1月12日ホームページに公表(氏名公表あり) 平成28年2月12日処分結果を公表(氏名公表あり) 平成28年2月12日~26日ホームページに公表(氏名公表あり)	大学院情報科学研究所・大学院工学研究科における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2017/11/16/1364935_2.pdf
201502-2	科学技術振興機構(JST)	平成16~20年度	預け金、その他	93,164,955円	1人	平成27年12月25日	平成27年12月25日記者会見を行い、調査結果を公表 平成27年12月25日~ホームページに公表 平成28年2月12日ホームページに処分内容を公表	大学院情報科学研究所・大学院工学研究科における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2016/05/30/1364935_3.pdf
201503	物質・材料研究機構	平成24~26年度	不正な請求による現金受領、その他	8,111,983円	1人	平成27年12月25日	平成27年12月25日記者会見を行い、調査結果を公表 平成28年4月28日職員の懲戒処分についてプレス配布及びホームページに公表	環境・エネルギー材料部門における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2016/05/30/1364935_4.pdf
201504	大阪樟蔭女子大学	平成23年度	カラ謝金	49,050円	1人	平成28年1月5日	平成27年9月1日よりホームページに公表	学芸学部における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2016/02/09/1364935_5.pdf
201505	慶應義塾大学	平成24~26年度	カラ出張	150,740円	1人	平成27年8月31日	平成27年7月10日ホームページに公表	薬学部における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2016/02/09/1364935_5.pdf
201506	山口大学	平成23~26年度	カラ出張	1,742,245円	1人	平成27年12月18日	平成28年3月25日プレスリリース(氏名公表あり) 平成28年3月25日~ホームページに掲載(氏名公表あり)	教育学部における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2016/04/08/1364935_7.pdf
201507	東京工業大学	平成16~24年度	預け金、その他	87,644,541円	1人	平成28年3月17日	平成26年11月15日記者会見し、研究費の不正使用(預け金)にかかる告訴について公表(氏名公表) 平成26年1月10日記者会見し、元教授を含む関係者に対する処分等を公表 平成27年3月27日記者会見し、「教育研究資金不正防止計画」の策定について公表 平成27年7月15日「元教授の研究費不正使用に関する判決について」ホームページに公表 平成28年4月5日調査結果について、ホームページに公表(氏名公表あり)	大学院生命理工学研究科における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2016/05/30/1364935_8.pdf
201508	京都大学	平成20~25年度	カラ謝金による還流行為、プール金	1,291,800円	1人	平成28年3月30日	平成28年10月21日ホームページに調査結果を公表	京都大学における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2016/11/01/1364935_9.pdf
2016年度								
201601	産業技術総合研究所	平成26年度	品名替え	744,120円	1人	平成28年6月10日	平成28年6月10日ホームページに調査結果を公表 平成28年6月10日ホームページに指名停止措置を公表 平成28年6月13日ホームページに研究者Aの処分を公表	産業技術総合研究所における科学研究費補助金の不正使用について https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2016/11/01/1378773_1.pdf
201602	九州大学	平成26~27年度	架空請求(偽装納品)、期ずれ(前年度納入)	4,039,293円	1人	平成28年7月15日	平成28年8月5日記者会見を行い、調査結果を公表(氏名公表あり) 平成28年8月5日ホームページに公表(氏名公表あり)	九州大学先端医療イノベーションセンターにおける公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2016/11/01/1378773_2.pdf
201603	宇宙航空研究開発機構	平成21~24年度	詐取、品名替え	7,356,661円	1人	平成28年7月20日	平成25年5月14日「機構職員の逮捕について」をプレスリリースするとともにホームページに公表(氏名公表なし) 平成28年7月20日処分結果をホームページに公表(氏名公表なし) 平成28年7月20日「研究費不正使用に関する調査結果」としてホームページに公表(氏名公表なし)	角田宇宙センターにおける公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2016/11/01/1378773_3.pdf
201604	森林総合研究所	平成21~25年度	預け金、一括払	2,436,892円	6人	平成28年11月28日	平成27年12月22日ホームページに調査結果を公表 平成28年3月18日ホームページに研究者の処分を公表 平成28年3月1日ホームページに納入業者の処分を公表	森林総合研究所における科学研究費補助金の不正使用について https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2017/02/15/1378773_4.pdf
201605	農業・食品産業技術総合研究機構	平成18~22年度	預け金、一括払、差替え	63,795,557円	28人	平成29年3月16日	平成26年3月28日農研機構ホームページに第1回目の中間報告を公表 平成26年12月19日農研機構ホームページに第2回目の中間報告を公表 平成27年12月22日農研機構及び生物研ホームページに最終報告を公表 平成28年3月18日農研機構及び生物研ホームページに両職員の処分を公表 平成28年6月1日(水)農研機構ホームページに納入業者の処分を公表	農業・食品産業技術総合研究機構における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2017/05/19/1378773_5.pdf
201606	科学技術振興機構	平成15~17年度	預け金、品名替え	9,586,261円	1人	平成29年3月24日	平成29年3月31日ホームページに処分内容を公表	東京工業大学における科学技術振興機構直轄研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2017/05/30/1378773_6.pdf
201607	名古屋大学	平成23~27年度	不正な請求による現金受領、水増し請求	13,019,946円	1人	平成29年2月28日	平成29年3月9日調査結果を報道発表 平成29年3月9日調査結果をホームページに公表 平成29年5月26日処分結果を報道発表	名古屋大学における公的研究費等の不正使用について https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2017/07/13/1378773_7.pdf
201608	神戸市看護大学	平成26~28年度	カラ出張	658,228円	1人	平成29年3月29日	平成29年3月31日ホームページに公表	神戸市看護大学における科学研究費補助金の不正使用について https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2017/07/13/1378773_8.pdf
201609	国立高等専門学校機構秋田工業高等専門学校	平成22年度	品名替え	65,951円	1人	平成28年3月29日	平成29年6月30日ホームページに調査結果を公表	国立高等専門学校機構秋田工業高等専門学校における科学研究費補助金の不正使用について(1) https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2017/08/04/1378773_9.pdf
201610	国立高等専門学校機構秋田工業高等専門学校	平成22年度	品名替え	25,725円	1人	平成28年3月29日	平成29年6月30日高等機構ホームページに調査結果を公表	国立高等専門学校機構秋田工業高等専門学校における科学研究費補助金の不正使用について(2) https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2017/08/04/1378773_10.pdf
201611	国立高等専門学校機構長野工業高等専門学校	平成23年度	品名替え	12,100円	1人	平成28年12月27日	平成29年6月30日ホームページに調査結果を公表	国立高等専門学校機構長野工業高等専門学校における科学研究費補助金の不正使用について https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2017/08/04/1378773_11.pdf

組織的な大学不祥事におけるメディア報道による不正認識の過程

番号	研究機関名	不正が行われた年度	不正の内容	不正に支出された研究費の額	不正に開示した研究者数(実人数)	最終報告書提出日	本件の公表状況	最終報告書の概要(調査結果、再発防止策、関係者の処分等) (注1)
2017年度								
201701	京都大学	平成19～27年度	カラ出張	11,248,802円	1人	平成29年6月14日	平成29年7月25日記者会見を行い、調査結果を公表(氏名公表あり) ○平成29年7月25日ホームページに公表(氏名公表あり)	京都大学防災研究所における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2017/08/25/1394147_1.pdf
201702	佐賀大学	平成24～28年度	架空請求	615,110円	1人	平成29年8月10日	平成29年9月26日ホームページに公表(氏名公表あり)	佐賀大学農学部附属アグリ創生教育研究センターにおける公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2018/08/02/1394147_2.pdf
201703	熊本大学	平成24～26,28年度	カラ出張	412,788円	1人	平成29年7月31日	記載なし	熊本大学における科学研究費補助金の不正使用について https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2017/11/10/1394147_3.pdf
201704	群馬大学	平成23～28年度	品名替え、期ずれ	20,028,231円	1人	平成29年11月14日	平成29年12月8日記者会見を行い、調査結果を公表(氏名公表あり) 平成29年12月11日ホームページにて公表(氏名公表あり)	群馬大学医学系研究科における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2018/08/02/1394147_4.pdf
201705	東北大学	平成16～23年度	目的外使用及び横領	24,679,727円	1人(注2)	平成30年3月2日	○平成23年12月27日記者会見を行い、本事業を公表(氏名公表なし) ○平成23年12月27日元非常勤職員の処分結果をホームページに公表(氏名公表なし) ○平成24年3月30日監督・監理責任者の処分結果をホームページに公表(氏名公表なし)	東北大学極低温科学センターにおける公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2018/08/02/1394147_5.pdf
201706	京都大学	平成27～29年度	虚偽の請求による旅費の領得	849,360円	1人	平成30年3月5日	平成30年4月24日ホームページにて公表(氏名公表あり)	京都大学経済研究所における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2018/08/02/1394147_6.pdf
201707	久留米大学	平成15年度	架空請求(預け金)	300,183円	1人	平成30年3月30日	平成30年6月12日(火)久留米大学のホームページにて公表。(氏名公表あり)	久留米大学における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2018/08/02/1394147_7.pdf
201708	京都大学	平成17～20年度	預け金	94,317,932円	1人	平成30年2月26日	平成30年6月22日ホームページに公表(氏名公表あり)	京都大学薬学研究科における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2018/08/02/1394147_8.pdf
201709	北里大学	平成18,22～23年度	品名替え	1,141,153円	2人	平成30年3月5日	平成30年8月14日ホームページにて公表(氏名公表なし)	北里大学における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2018/08/17/1394147_9.pdf
2018年度								
201801	国立長寿医療研究センター	平成18年度	預け金	674,954円	1人	平成30年6月27日	平成30年7月6日(金)ホームページに公表(氏名公表あり)	国立長寿医療研究センターにおける公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2018/07/25/1407222_1.pdf
201802	信州大学	平成24～29年度	カラ出張	2,835,742円	1人	平成30年9月12日	平成30年10月18日ホームページに公表(氏名公表あり)	信州大学における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2018/12/27/1407222_2_1.pdf
201803	首都大学東京	平成27～29年度	虚偽の申請による旅費の受給(重複受給含む)	439,732円	1人	平成30年12月10日	平成30年12月19日ホームページに公表(氏名公表あり)	首都大学東京における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2019/02/06/1407222_3.pdf
201804	沖縄県立看護大学	平成27～29年度	旅費の水増し請求	665,580円	1人	平成30年9月14日	平成30年9月28日ホームページに公表(氏名公表あり)	沖縄県立看護大学における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2019/02/22/1407222_4.pdf
201805	北九州市立大学	平成25～29年度	カラ謝金、目的外使用	10,492,349円	1人	平成30年12月27日	平成30年4月12日業務上横領被疑事実による教員逮捕に係る記者会見を行うとともに、ホームページに掲載(氏名公表) 平成30年10月17日懲戒解雇処分について記者発表を行うとともに、ホームページに掲載(氏名公表)	北九州市立大学における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2019/03/07/1407222_5.pdf
2019年度								
201901	広島大学	平成26,29年度	謝金の架空請求(カラ謝金)	143,800円	1人	令和元年5月10日	令和元年6月28日 ホームページに公表(氏名公表なし)	広島大学における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2019/07/30/1418367_1.pdf
201902	立教大学	平成27～30年度	カラ謝金、旅費の虚偽請求	906,810円	1人	令和元年6月28日	2019年7月25日 ホームページに公表(氏名公表あり)	立教大学における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2019/11/15/1418367_2.pdf
201903	大分大学	平成25～30年度	架空請求による目的外使用、故意による旅費の二重請求、カラ出張	1,021,670円	1人	令和元年7月11日	令和元年7月31日 ホームページに公表(氏名公表あり)。	大分大学における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2019/10/07/1418367_3.pdf
201904	広島大学、東京大学、人間文化研究機構	平成23～30年度	旅費の重複受給、旅費の虚偽請求	9,996,934円	1人	令和元年8月28日	令和元年9月13日 3機関のホームページに公表(氏名公表なし)	広島大学、東京大学、人間文化研究機構における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2019/09/13/1418367_4.pdf
201905	北海道大学	平成28年度	架空請求(カラ給与)	291,666円	1人	令和元年8月29日	令和元年10月1日 ホームページに公表(氏名公表あり)	北海道大学における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afilefield/2019/10/01/1418367_5.pdf
201906	熊本県立大学	平成29年度	架空請求(カラ給与)	25,830円	1人	令和元年10月30日	令和元年12月24日 ホームページに公表(氏名公表あり)	熊本県立大学における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/content/20191223-mxt_sinkou02-100014280_6.pdf
201907	情報・システム研究機構	平成25～30年度	旅費の水増し請求、カラ出張、学会参加費の水増し請求、通信費の架空請求	1,324,120円	1人	令和元年12月9日	令和元年12月25日ホームページに公表(氏名公表あり)	情報・システム研究機構における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/content/20200120-mxt_sinkou02-100014280_7.pdf
201908	兵庫県立大学	平成30年度	目的外使用	330,261円	1人	令和2年3月9日	令和2年3月31日、ホームページに公表(氏名公表あり)	兵庫県立大学における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkouku/_icsFiles/afilefield/2020/1418367_8.pdf
201909	京都大学	平成28～30年度	架空請求(カラ出張、カラ給与)、還流行為、補助金の目的外使用	788,820円	1人	令和2年1月30日	令和2年4月15日ホームページに公表(氏名公表あり)	京都大学医学研究科における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkouku/_icsFiles/afilefield/2020/20200414_mxt_kouhou02_1364929_01.pdf

番号	研究機関名	不正が行われた年度	不正の内容	不正に支出された研究費の額	不正に關与した研究者数(実人数)	最終報告書提出日	本件の公表状況	最終報告書の概要(調査結果、再発防止策、関係者の処分等) (注1)
201910	京都大学	平成28年度	不正な謝金の支出(カラ謝金ではない)	19,200円	1人	令和2年1月22日	令和2年6月29日ホームページに公表(氏名公表あり)	京都大学文学研究科における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/content/20200706_mxt_sinkou0200004389.pdf
201911	東海大学	平成27年～30年度	旅費の重複受給による公的研究費等の目的外使用	185,240円	1人	令和2年3月31日	令和2年4月23日ホームページに公表(氏名公表あり)	東海大学における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/content/202005011-mxt_sinkou0200004389_2.pdf
201912	京都大学	平成23年度～平成26年度	過大な支出、架空取引、目的外使用、入札妨害	506,697,056円	4人	令和2年3月31日	競争的資金等の不正経理に係る調査結果について 令和2年6月26日ホームページに公表(氏名公表あり) 教職員に対する懲戒処分について 令和2年11月24日ホームページに公表(氏名公表あり)	京都大学霊長類研究所における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/content/20201210-mxt_sinkou0200004389_3.pdf
2020年度								
202001	水産研究・教育機構	平成29～30年度	カラ雇用、架空請求	266,662円	1人	令和2年5月15日	令和2年7月2日 ホームページに公表(氏名公表あり)	水産研究・教育機構における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/content/20200814-mxt_sinkou0200009402_1.pdf
202002	甲南大学	平成27～30年度	同一の費用に同じ重複して支出を受けること(重複受領)	1,034,752円	1人	令和2年6月22日	令和2年9月17日プレスリリースを行うとともにホームページにて公表(氏名公表なし)	甲南大学における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/content/200923-mxt_sinkou0200009402_2.pdf
202003	関西大学	平成22～30年度	謝金の目的外使用及び架空請求	1,878,150円	1人	令和2年5月18日	2020(令和2)年8月4日ホームページに公表(氏名公表なし)	関西大学における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/content/210406-mxt_sinkou0200009402_3.pdf
202004	東京医科歯科大学	令和元年度	架空取引	432,000円	1人	令和2年8月3日	令和2年9月30日にホームページに公表(氏名公表あり) 懲戒処分について、令和3年3月30日にホームページに公表(氏名公表なし)	東京医科歯科大学における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/content/20210416-mxt_sinkou0100009402_4.pdf
2021年度								
202101	久留米大学	平成25年度～令和元年度	目的外使用、カラ出張	7,010,459円	3人	令和3年5月25日	令和3年8月30日ホームページに公表(氏名公表あり)	久留米大学における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/content/20211020-mxt_kibanke0200018513.pdf
202102	大分大学	平成27, 29, 30年度	旅費の架空請求及び過大請求	241,760円	1人	令和3年7月29日	不正については、令和3年9月22日に記者会見を行うとともに、ホームページに公表した(氏名公表あり) 処分については、令和3年10月20日に報道機関等へ情報提供を行うとともに、ホームページに公表した(氏名公表あり)	大分大学における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/content/20211027-mxt_kibanke0200018513.pdf
202103	岩手大学	平成25年度～平成30年度、令和2年度	カラ謝金、カラ出張、旅費の水増し請求	1,686,792円	1人	令和3年9月21日	令和3年9月30日ホームページに公表(氏名公表あり)。	岩手大学における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/content/20211105-mxt_kibanke0200018513.pdf
202104	関西医科大学	平成26年度～令和元年度	目的外使用	4,531,675円	4人	令和3年7月12日	令和4年1月21日ホームページに公表(一部氏名公表あり)	関西医科大学における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/content/20220131-mxt_kibanke01000018513.pdf
202105	山形大学	令和元年度～令和2年度	目的外使用	19,793,833円	2人	令和3年12月28日	令和4年3月18日記者会見を行うとともにホームページに公表。	山形大学における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/20220614_mxt_kibanke011364929_1.pdf
202106	神奈川大学	令和2年度	カラ雇用・目的外使用	385,310円	1人	令和3年11月16日	令和4年(2022)年3月24日ホームページに公表(氏名公表なし)。	神奈川大学における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/content/20220331-mxt_kibanke01000018513_02.pdf
202107	茨城県立医療大学	令和2年度	目的外使用	1,525,727円	1人(注3)	令和4年3月9日	令和3年5月28日茨城県庁にて記者発表により公表(氏名公表あり)	茨城県立医療大学における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/20220414_mxt_kibanke011364929_1.pdf
202108	滋賀県立大学	平成25年度～令和2年度	カラ雇用	2,861,547円	1人	令和4年3月28日	研究費の不正使用について令和4年6月16日に記者会見を行うとともにホームページに公表(氏名公表なし) 処分については、令和4年12月26日に報道機関等へ情報提供を行うとともに、ホームページに公表した。(氏名公表なし)	滋賀県立大学における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/20230110-mxt_kibanke011364929_1.pdf
202109	筑波大学	平成26年度～令和元年度	給与の架空請求及び還流行為、交通費の虚偽請求及び還流行為、物品の私物化	1,431,031円	1人	令和3年5月31日	教育研究費の不正使用等の発生について令和4年9月16日ホームページに公表(氏名公表あり) 職員の懲戒処分について令和4年9月21日ホームページに公表(氏名公表なし)	筑波大学における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/20221018_mxt_kibanke011364929_1.pdf
2022年度								
202201	福岡教育大学	令和元2年度	目的外使用	116,840円	1人	令和4年6月29日	令和4年10月7日に報道機関等へ情報提供を行うとともに、ホームページに公表した。(氏名公表あり)	福岡教育大学における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/20221018_mxt_kibanke011364929_2.pdf
202202	東海国立大学機構名古屋大学	平成26年度～令和2年度	旅費の架空請求及び過大請求、還流行為	11,312,228円	1人	令和4年9月27日	令和4年(2022)年10月31日記者発表及びホームページにて公表(氏名公表あり)。	東海国立大学機構名古屋大学における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/20230309-mxt_kibanke011364929_1.pdf
202203	早稲田大学	平成22年度	架空請求(カラ謝金)、還流行為	102,000円	1人	令和4年8月8日	令和4年11月28日ホームページに公表(氏名公表あり)	早稲田大学における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/20221207-mxt_kibanke011364929_1.pdf
202204	法政大学	平成27, 29, 30年度	目的外使用	218,737円	1人	令和4年9月6日	令和4年12月5日ホームページに公表(氏名公表あり)	法政大学における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/20221207-mxt_kibanke011364929_2.pdf
202205	北九州市立大学	平成26年度～平成29年度	目的外使用、不適切な物品管理	304,254円	1人	令和4年11月30日	令和5年2月15日記者会見及びホームページにて公表(氏名公表あり)	北九州市立大学における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/20230309-mxt_kibanke011364929_2.pdf
202206	駒澤大学	令和元年度	目的外使用	3,960円	1人	令和5年1月12日	令和5年3月31日ホームページに公表(氏名公表あり)	駒澤大学における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/20230601_mxt_kibanke011364929_1.pdf
202207	早稲田大学	平成29年度～令和元年度	旅費の虚偽請求	763,264円	1人	令和5年3月27日	令和5年3月28日ホームページに公表(氏名公表あり)。	早稲田大学における公的研究費の不正使用について https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/20230601_mxt_kibanke011364929_2.pdf

(出所) 文部科学省の公式サイトを参考にして筆者作成